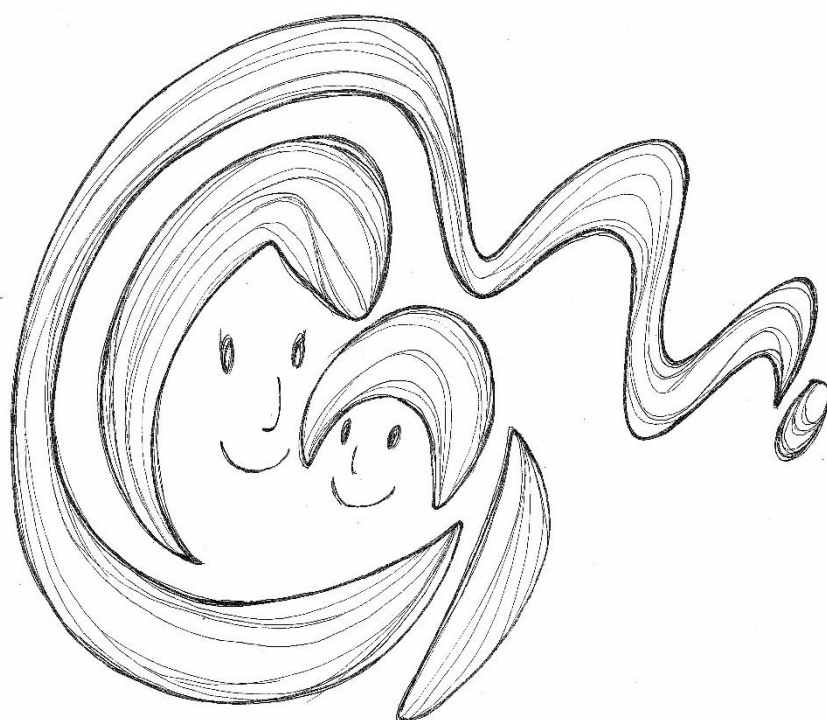


第2期  
美浜町子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月  
美 浜 町



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨 .....	2
2 計画の位置づけ .....	3
3 計画の実施期間 .....	3
4 計画策定の策定体制 .....	4
<b>第2章 美浜町の子どもを取り巻く環境</b> .....	<b>5</b>
1 美浜町の状況 .....	6
2 アンケート調査結果からみえる現状 .....	15
3 第1期計画の評価と課題 .....	27
<b>第3章 計画の基本理念等</b> .....	<b>32</b>
1 基本理念 .....	33
2 視点 .....	34
3 重点目標 .....	35
4 基本目標 .....	36
5 計画の体系 .....	38
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>39</b>
基本目標1 子育てを支援する仕組みづくり .....	40
基本目標2 健やかに生み育てる環境づくり .....	47
基本目標3 次代を担う心身ともにたくましい人づくり .....	51
基本目標4 仕事と子育てが両立できる社会づくり .....	56
基本目標5 子どもが安全に育つ安心なまちづくり .....	60
<b>第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期</b> .....	<b>65</b>
1 教育・保育提供区域の設定 .....	66
2 人口の見込み .....	66
3 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期 .....	67
4 地域子ども・子育て支援事業 .....	69
5 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項 .....	79

<b>第6章 計画の推進体制</b> .....	<b>80</b>
1 地域における推進体制 .....	81
2 庁内における推進体制 .....	81
3 国・県との連携 .....	81
<b>参考資料</b> .....	<b>82</b>
1 美浜町子ども・子育て会議要綱 .....	83
2 美浜町子ども・子育て会議 委員名簿 .....	84
3 計画策定経過 .....	85



# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

美浜町では、子どもや子育て支援対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成27年に「第1期美浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に取り組んできました。

第1期計画では、「働く女性の子育て環境の充実」を重点目標とし、働きながら、子どもを産み、育て、経済的にも精神的にも安心できるよう、特に保育サービスに焦点を当てた環境づくりに取り組んできました。

昨今、虐待の相談件数の増加、経済的に困窮状態にある家庭の貧困の連鎖等子どもと家庭を取り巻く問題は、複雑化かつ深刻化しています。

国では、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援関連3法」に基づく、子ども・子育て支援制度を平成27年4月からスタートさせ、質の高い幼児教育及び保育の総合的な提供と、地域の子ども・子育て支援の充実を図り、必要とするすべての家庭が利用できる子育て支援を目指して整備しているものの、全国的には、現在も保育所の待機児童が発生している状態であります。

さらに、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

また、すべての児童が健全に育成されるよう児童養護の権利を明確化し、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の強化を図るため、平成28年5月に児童福祉法の一部が改正されました。令和元年6月にも、児童虐待の抜本的強化を図るために、さらに児童福祉法の一部改正がありました。しかしながら、痛ましい児童虐待は後を絶たない状況にあります。

さらには、子どもの貧困対策については、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村に、子どもの貧困対策の策定の努力義務が課せられ、生まれ育った環境で子どもの現在と将来が左右されないよう規定が強化されました。

こうした背景の中、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身につけることができる社会の形成など、子どもや子育て家庭を社会全体で支援していくことが課題となっています。

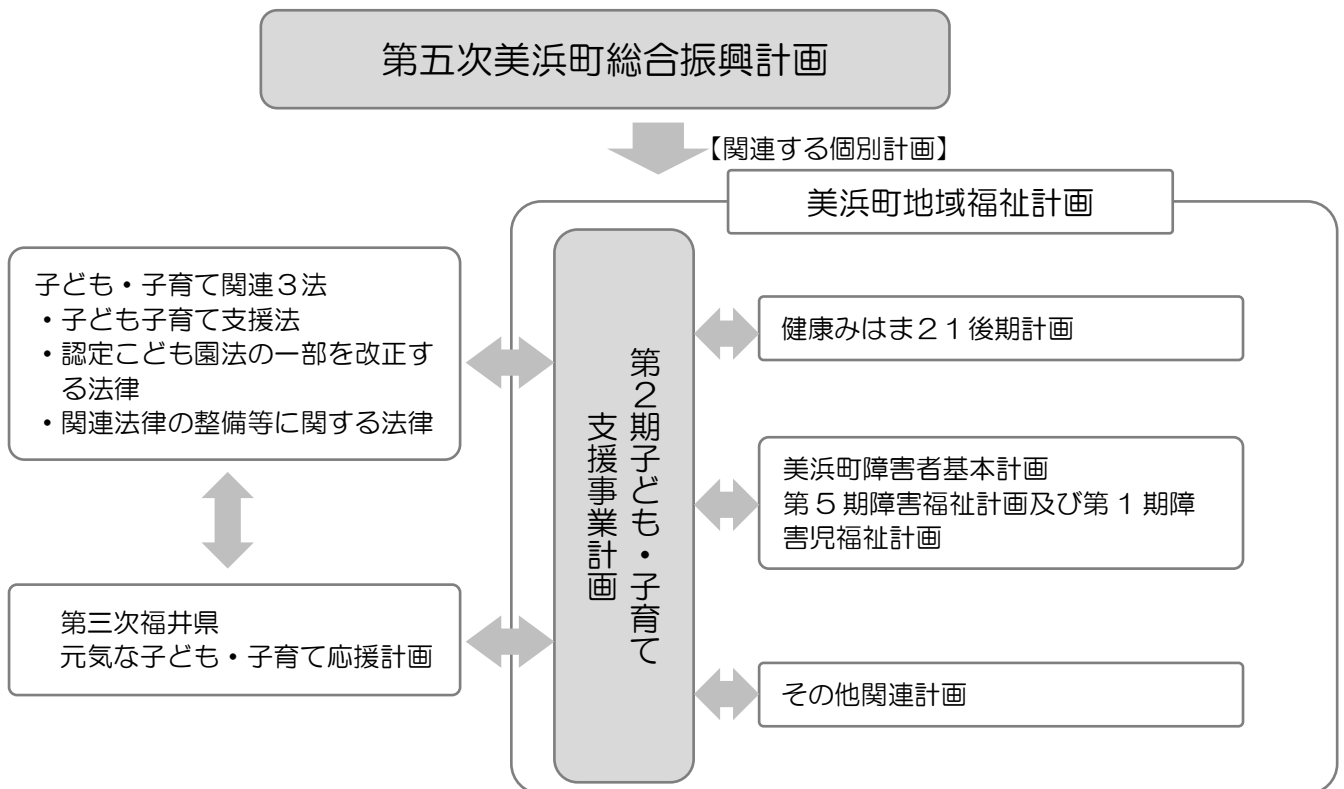
美浜町では、こうした国の動向を踏まえながら、社会状況の変化に対応しつつ、子ども・子育て支援を切れ目なく推進していくために、新たに「第2期美浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもと子育ての家庭の目線に立ち、子どもの育ちを重視する本町の実情に即した更なる環境整備を図ることを目指します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援行動計画」として位置づけます。

また、本計画は、本町が今後進める子ども・子育て施策の基本的方向や目標を示すものです。

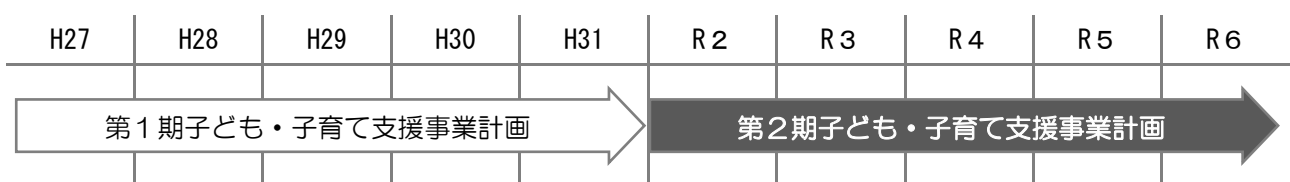
策定にあたっては、上位計画である「第五次美浜町総合振興計画」をはじめ、地域福祉計画やその他の関連計画との整合性を図ります。



## 3 計画の実施期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

また、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズの多様化等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



## 4 計画策定の策定体制

本計画の策定にあたっては、「美浜町子ども・子育て会議」において審議を行い、計画内容の検討を行います。

また、「美浜町子ども・子育てに関するアンケート」を実施し、子育てに係る課題やニーズの把握に努めるとともに、計画素案の立案に際してパブリックコメント等を実施し、町民の皆さまからの意見を募ります。

### (1) 美浜町子ども・子育て会議・・・・・・・・

本町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、子育て中の保護者、学識経験者、子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「美浜町子ども・子育て会議」を開催し、子ども・子育て支援事業計画の内容について協議します。

### (2) 子ども・子育てに関するアンケートの実施・・・・・・・・

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行います。

特に、就学前児の保護者、小学生の保護者調査においては、国から示された調査項目及び集計方法に基づき、潜在需要も含めて、ニーズ調査の結果の分析を行います。

### (3) パブリックコメントの実施・・・・・・・・

この計画の素案を町役場などの窓口やホームページで公開し、広く町民の方々から意見を募り、計画を策定します。





## 第2章

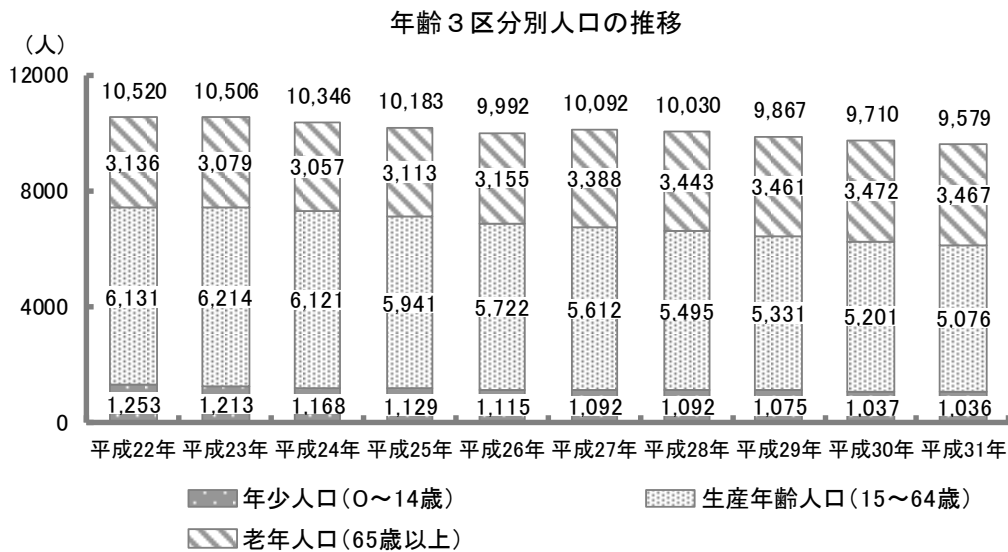
# 美浜町の子どもを取り巻く 環境

# 1 美浜町の状況

## (1) 人口の状況 . . . . .

### ① 年齢3区分別人口の推移

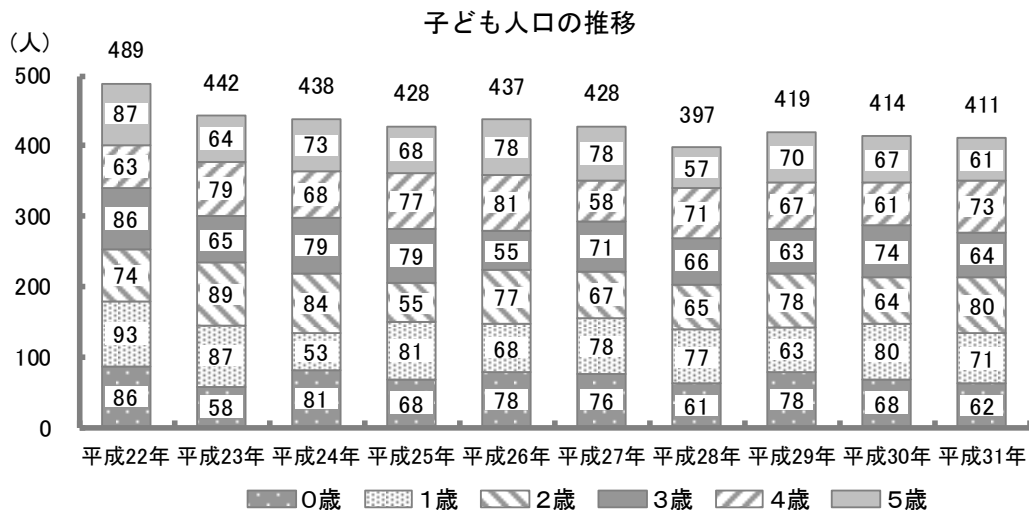
本町の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年で9,579人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は平成22年に比べ、217人減少し、少子化が進んでいます。



資料：平成22年から平成26年までは福井県の年齢別人口（各年1月1日現在）  
平成27年から平成31年までは住民基本台帳（各年1月1日現在）

### ② 年齢別就学前児童数の推移

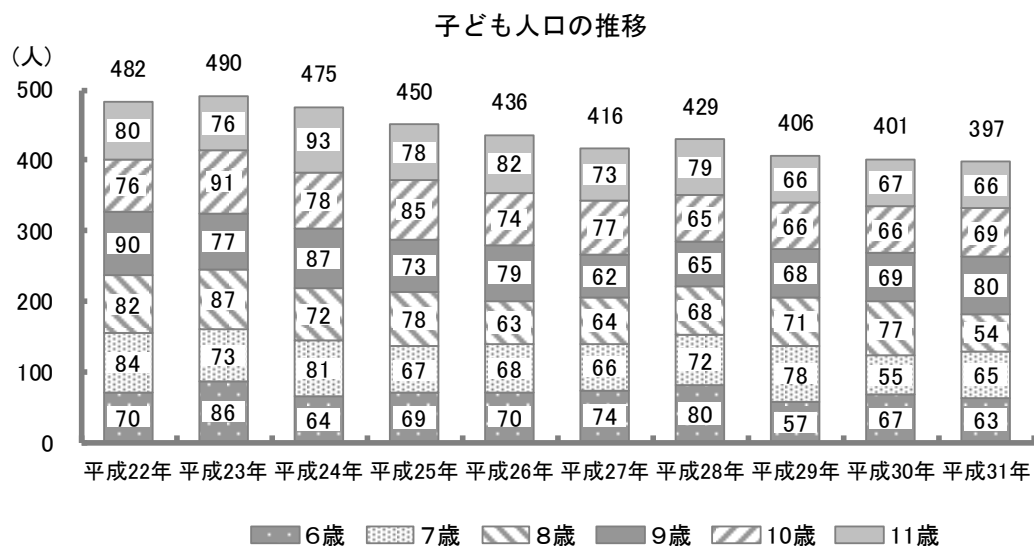
本町の0歳から5歳の子ども人口は平成29年以降減少しており、平成31年1月現在で411人となっています。特に他の年齢に比べ、5歳の減少率が高くなっています。



資料：福井県の年齢別人口（各年1月1日現在）

### ③ 年齢別就学児童数の推移

本町の6歳から11歳の子ども人口は平成28年以降減少しており、平成31年1月現在で397人となっています。特に他の年齢に比べ、8歳の減少率が高くなっています。

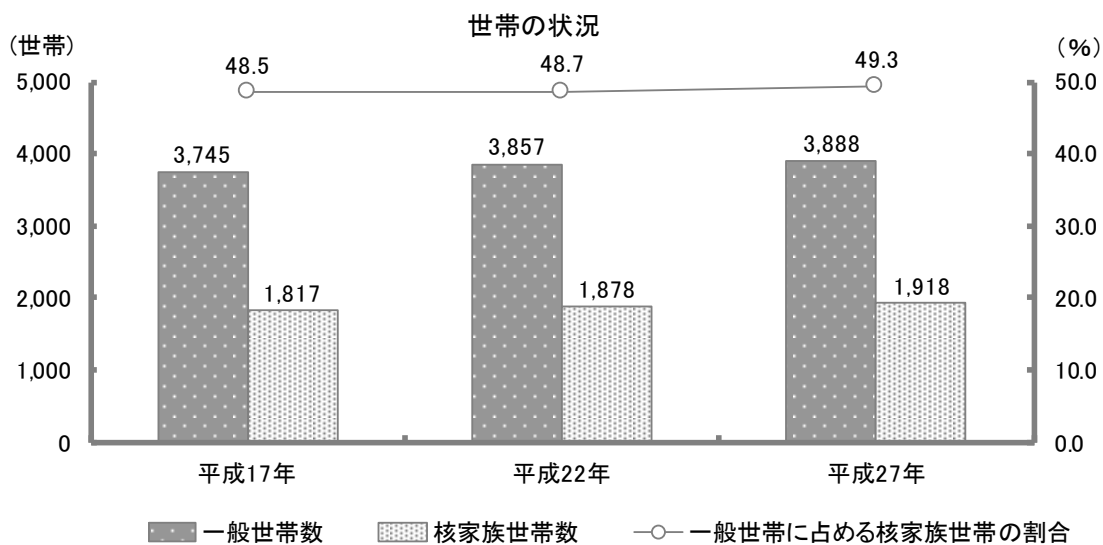


資料：福井県の年齢別人口（各年1月1日現在）

## (2) 世帯の状況

### ① 一般世帯・核家族世帯の状況

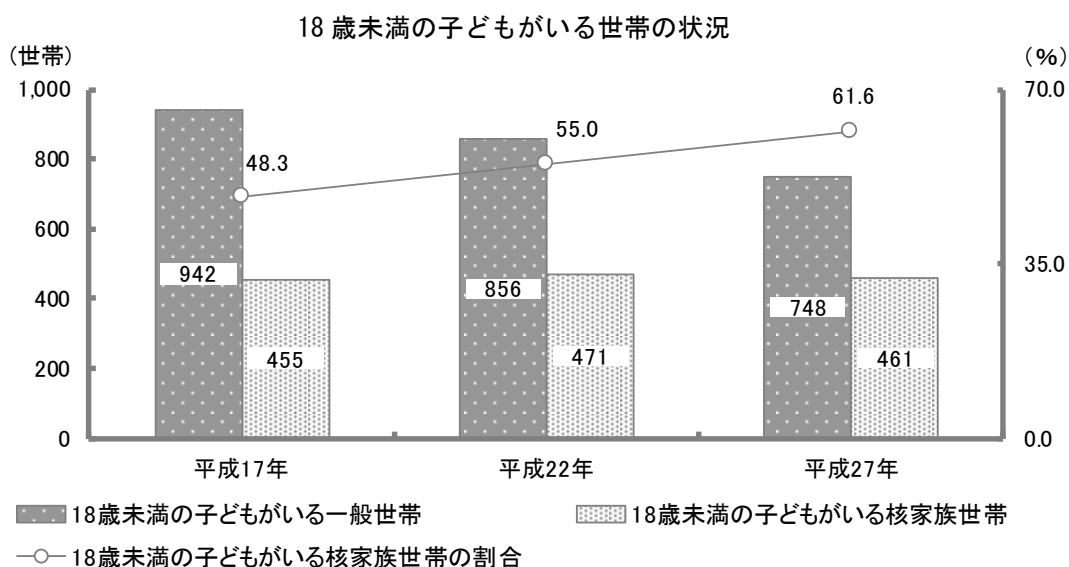
本町の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で1,918世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は核家族世帯数の増加に伴い増加傾向にあります。



資料：国勢調査

## ② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

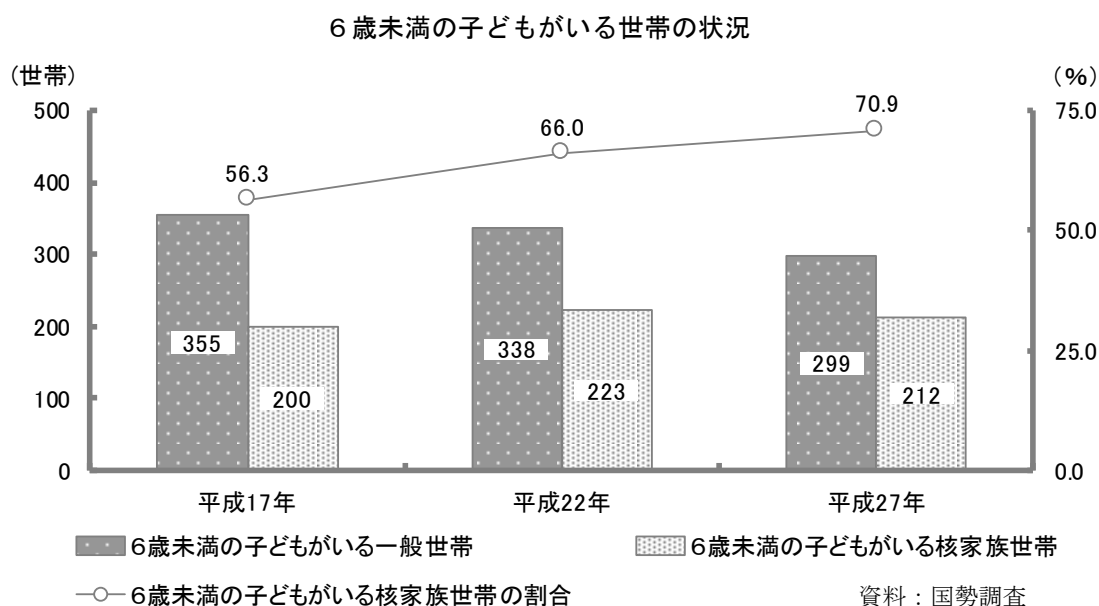
本町の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で748世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯数は増減を繰り返しています。



資料：国勢調査

## ③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

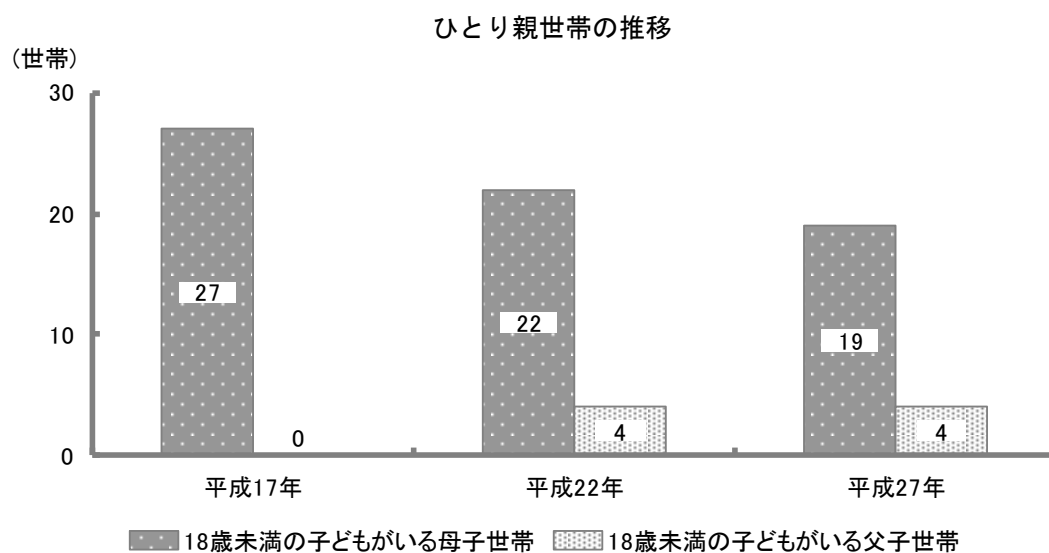
本町の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で299世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯数は増減を繰り返しています。



資料：国勢調査

#### ④ ひとり親世帯の推移

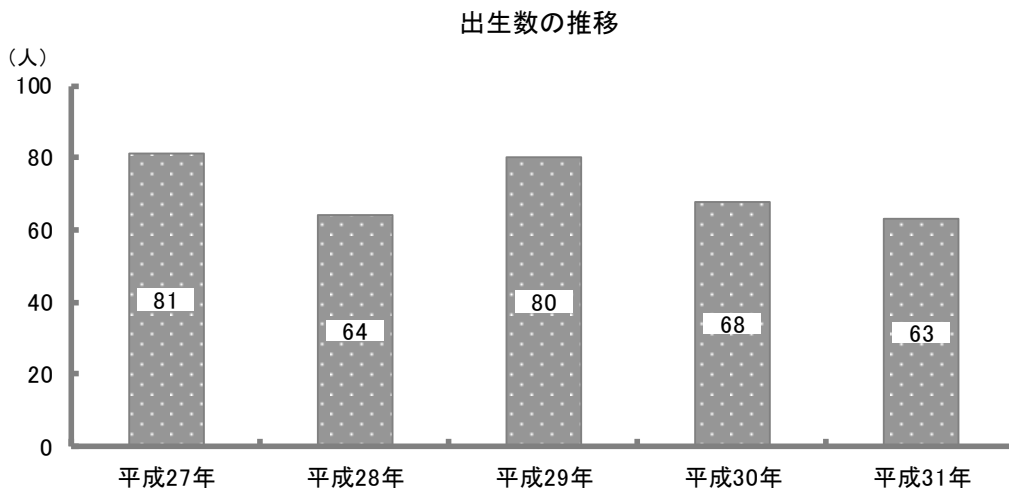
本町の18歳未満の子どもがいる母子世帯は年々減少しており、平成27年で19世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は平成27年で4世帯となっています。



### (3) 出生の状況

#### ① 出生数の推移

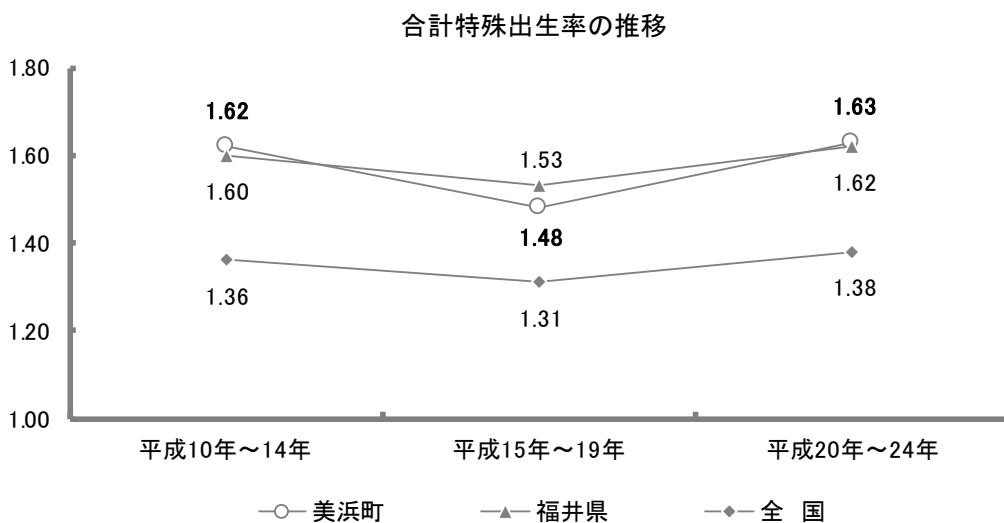
本町の出生数は増減を繰り返しており、平成31年で63人と過去5年間で約2割減少しています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

#### ② 合計特殊出生率の推移

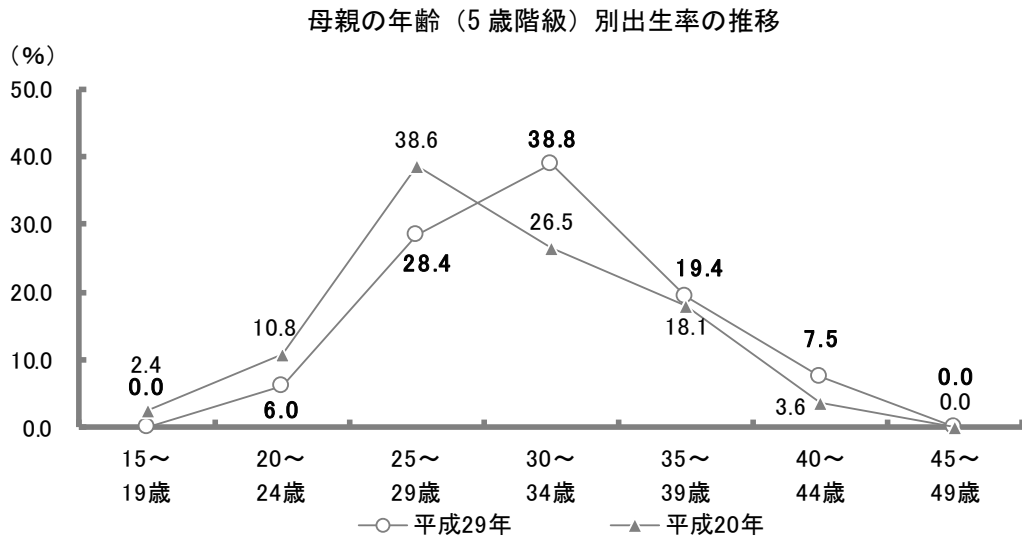
15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本町の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、平成20年～24年で1.63となっています。



資料：人口動態保健所・市町村別統計

### ③ 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本町の母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、20～29歳の割合が減少しているのに対し、30～44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

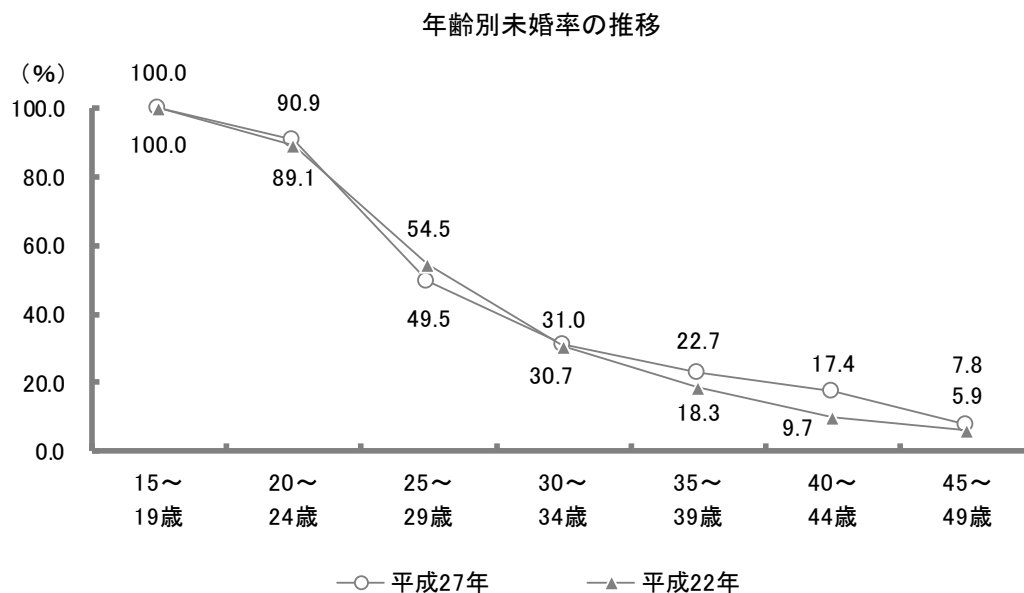


資料：衛生統計年報

#### (4) 未婚・結婚の状況 . . . . .

##### ① 年齢別未婚率の推移

本町の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で35歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。



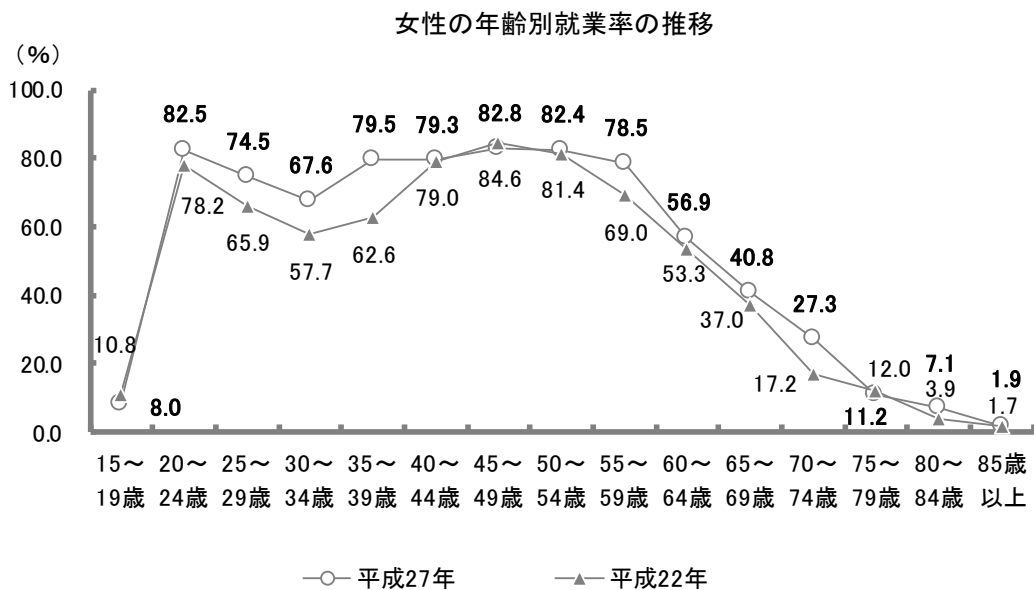
資料：国勢調査



## (5) 就業の状況 . . . . .

### ① 女性の年齢別就業率の推移

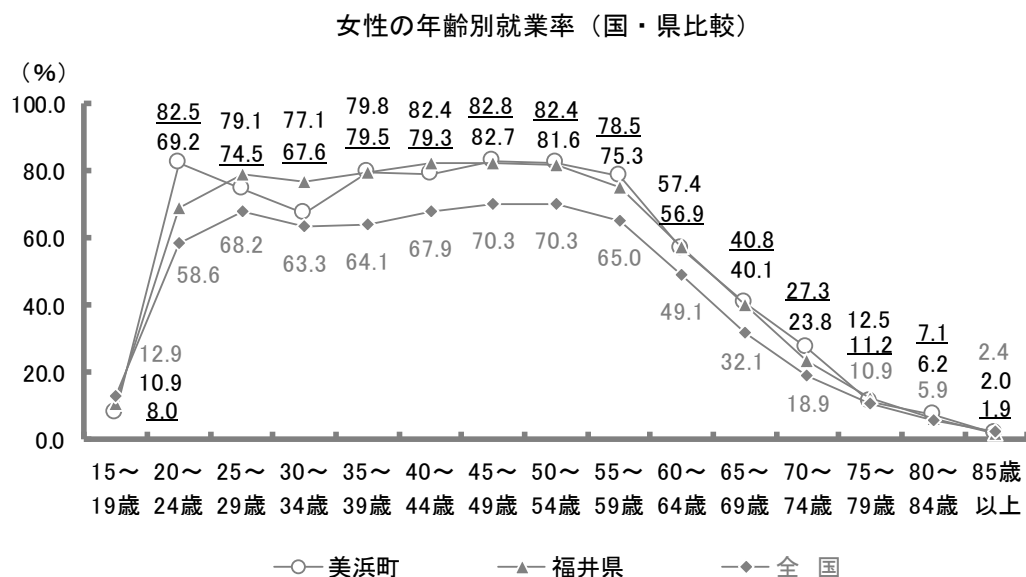
本町の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

## ② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

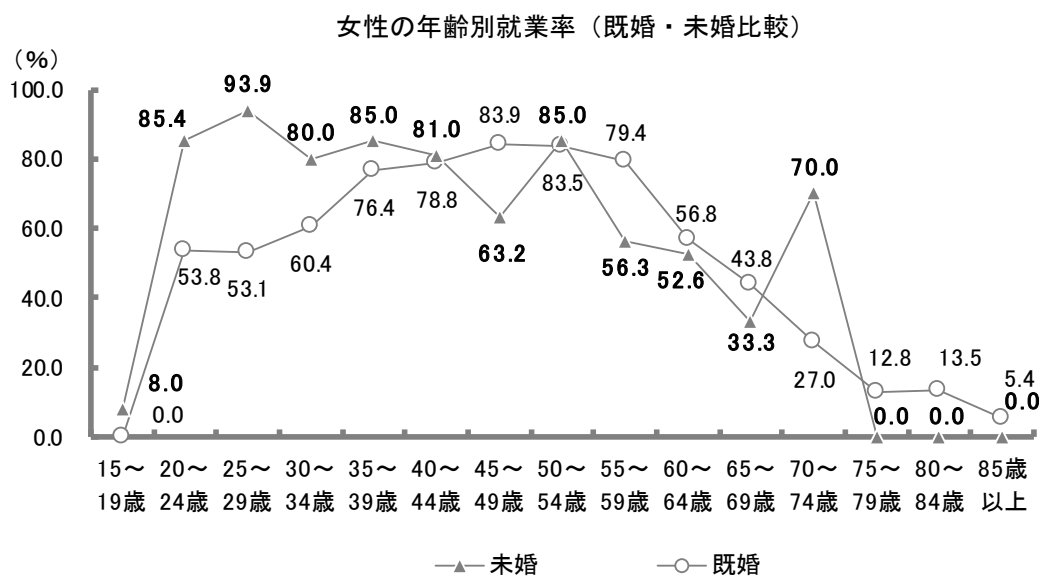
本町の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、各年代で全国より高いものの、25～44歳で福井県よりは低くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

## ③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本町の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

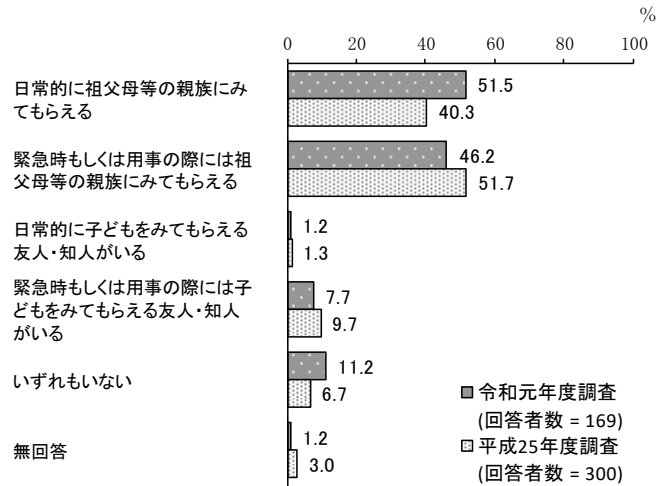
## 2 アンケート調査結果からみえる現状

### (1) 子どもと家族の状況について

#### ① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が51.5%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が46.2%、「いずれもない」の割合が11.2%となっています。

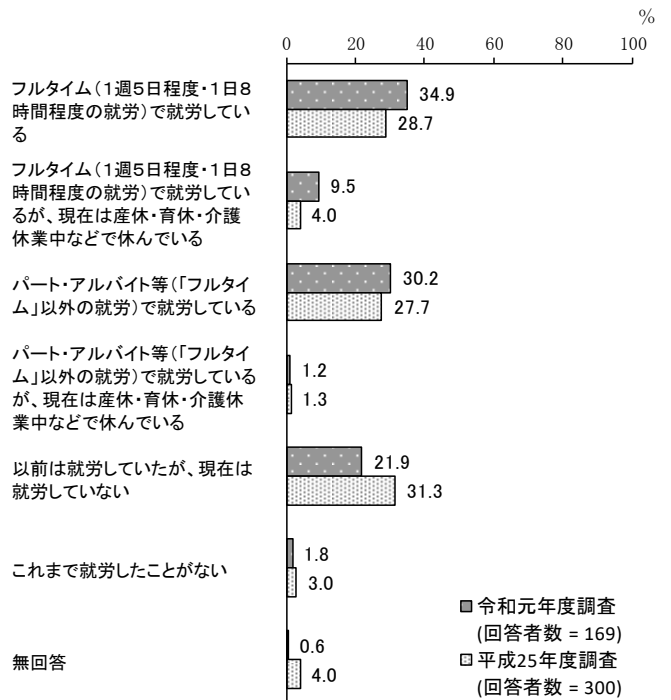
平成25年度調査と比較すると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が増加しています。一方、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が減少しています。



#### ② 母親の就労状況

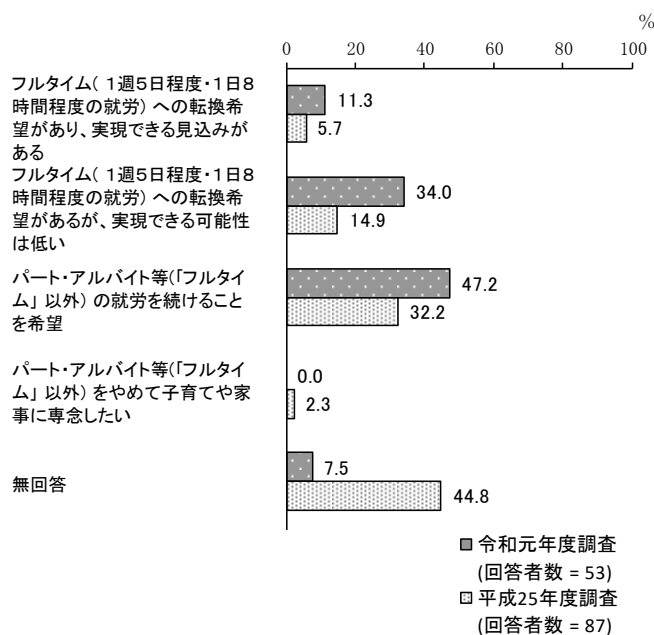
「フルタイムで就労している」の割合が34.9%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労している」の割合が30.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が21.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労している」「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、現在は産休・育休・介護休業中などで休んでいる」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



### ③ 母親の就労意向

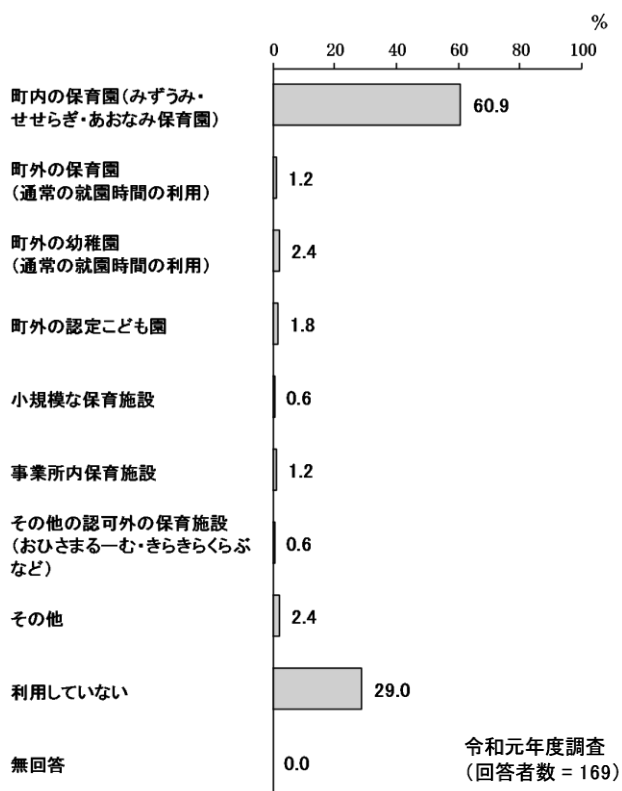
「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望」の割合が47.2%と最も高く、次いで「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があるが、実現できる可能性は低い」の割合が34.0%、「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が11.3%となっています。



## (2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

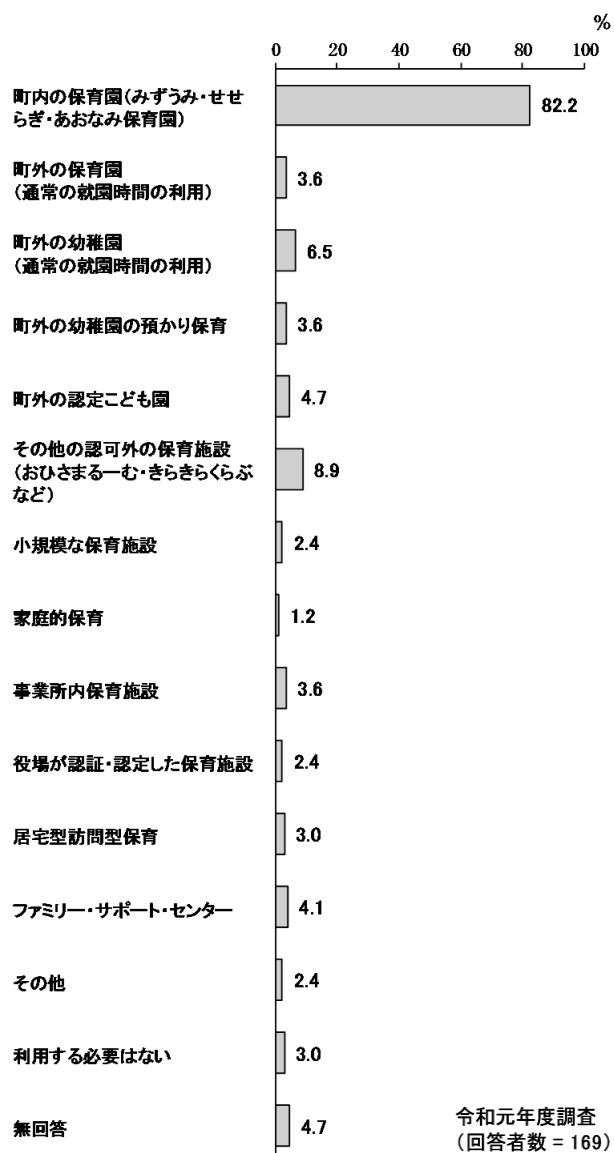
### ① 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

「町内の保育園(みずうみ・せせらぎ・あおなみ保育園)」の割合が60.9%と最も高く、次いで「利用していない」の割合が29.0%となっています。



## ② 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「町内の保育園」が 82.2%と最も高く、次いで「その他の認可外の保育施設」の割合が 8.9%、「町外の幼稚園」が 6.5%となっています。

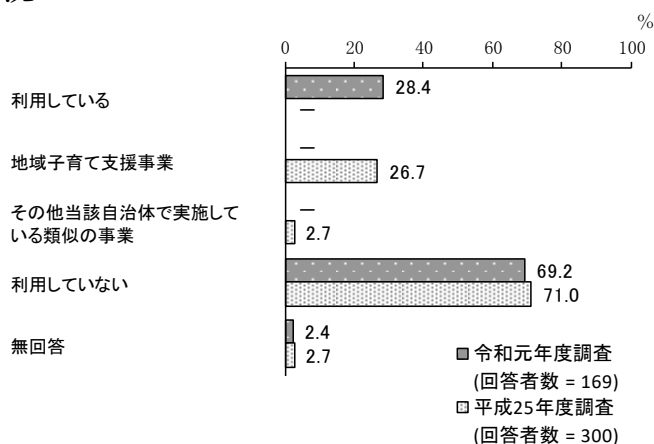


## (3) 美浜町子育て支援センターの利用状況について ●●●●●●●●

### ① 美浜町子育て支援センターの利用状況

「利用している」の割合が 28.4%、「利用していない」の割合が 69.2%となっています。

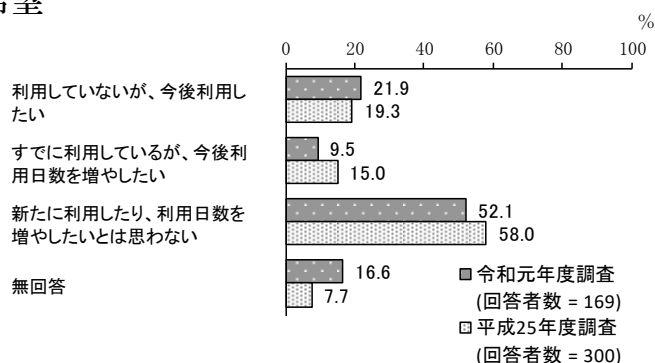
平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



## ② 美浜町子育て支援センターの利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が 52.1%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が 21.9%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が減少しています。

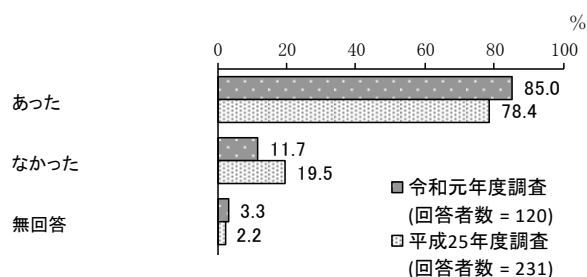


## (4) 病気等の際の対応について . . . . .

### ① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

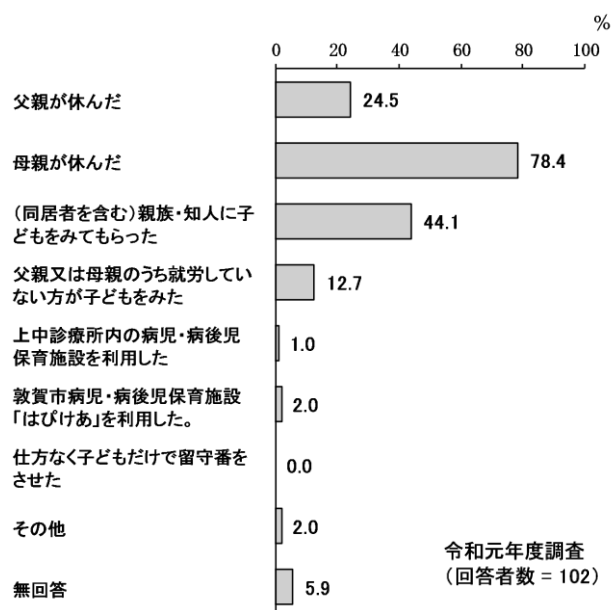
「あった」の割合が 85.0%、「なかった」の割合が 11.7%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「あった」の割合が増加しています。一方、「なかった」の割合が減少しています。



## ② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が 78.4%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が 44.1%、「父親が休んだ」の割合が 24.5%となっています。

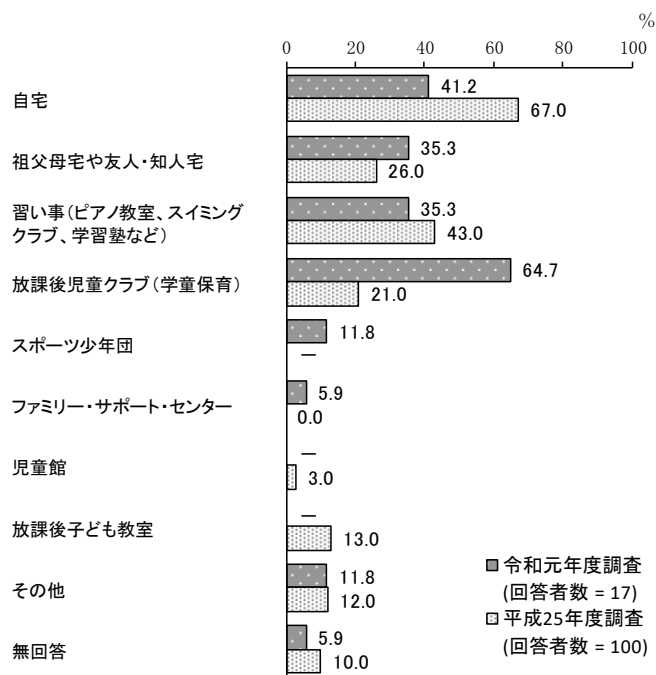


## (5) 小学校就学後の過ごし方について

### ① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が 64.7%と最も高く、次いで「自宅」の割合が 41.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」、「習い事(ピアノ教室、スイミングクラブ、学習塾など)」の割合が 35.3%となっています。

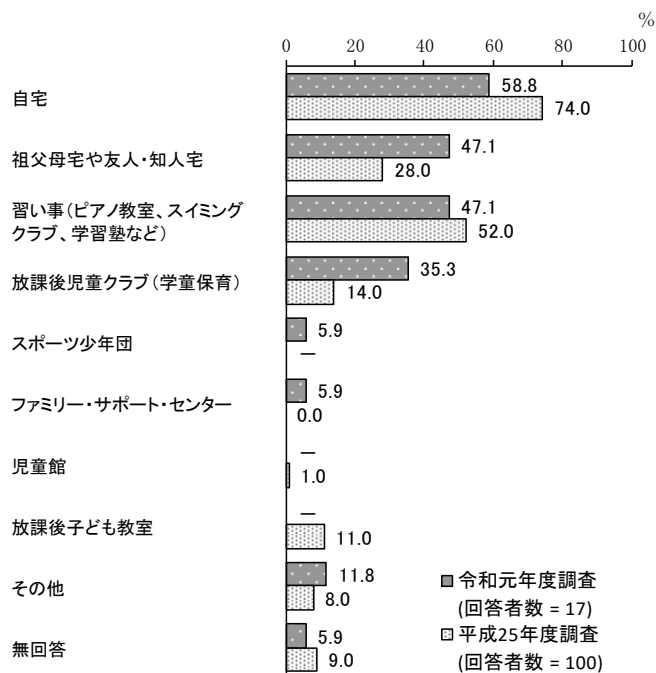
平成 25 年度調査と比較すると、「祖父母宅や友人・知人宅」「放課後児童クラブ(学童保育)」「ファミリー・サポート・センター」の割合が増加しています。一方、「自宅」「習い事(ピアノ教室、スイミングクラブ、学習塾など)」の割合が減少しています。



## ② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

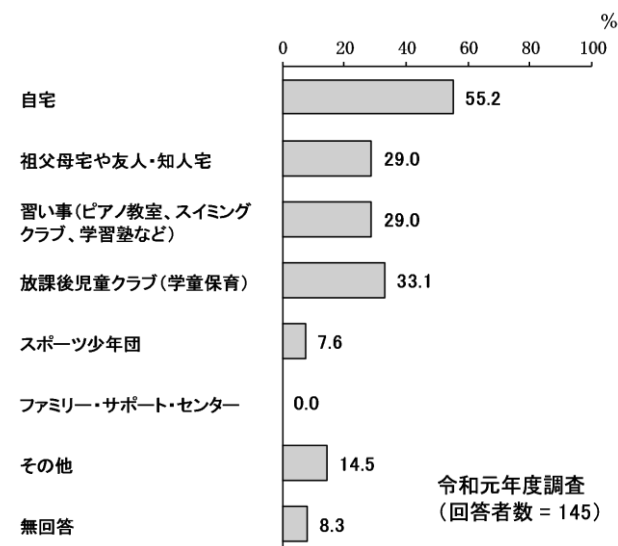
「自宅」の割合が58.8%と最も高く、次いで「祖父母宅や友人・知人宅」、「習い事（ピアノ教室、スイミングクラブ、学習塾など）」の割合が47.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「祖父母宅や友人・知人宅」「放課後児童クラブ（学童保育）」「ファミリー・サポート・センター」の割合が増加しています。一方、「自宅」の割合が減少しています。



## ③ 就学児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

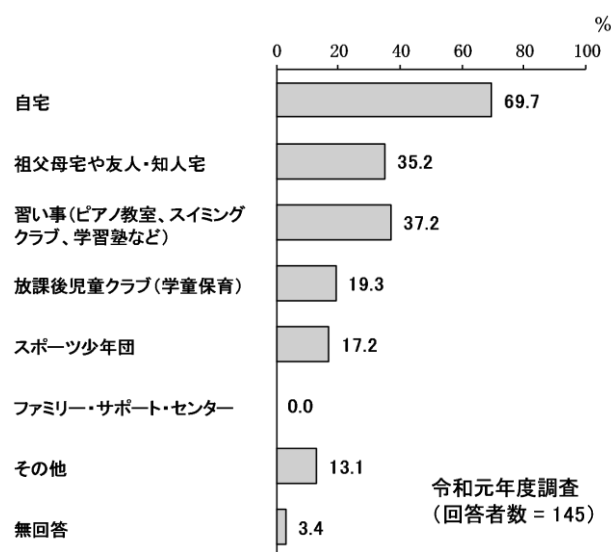
「自宅」の割合が55.2%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が33.1%、「祖父母宅や友人・知人宅」、「習い事（ピアノ教室、スイミングクラブ、学習塾など）」の割合が29.0%となっています。





#### ④ 就学児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が69.7%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スイミングクラブ、学習塾など）」の割合が37.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が35.2%となっています。

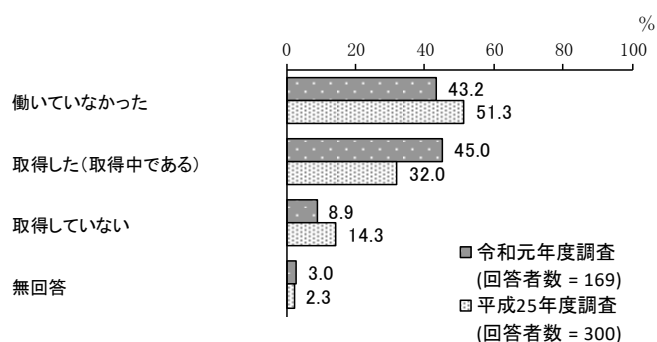


### (6) 育児休業制度の利用状況について

#### ① 母親の育児休業の取得状況

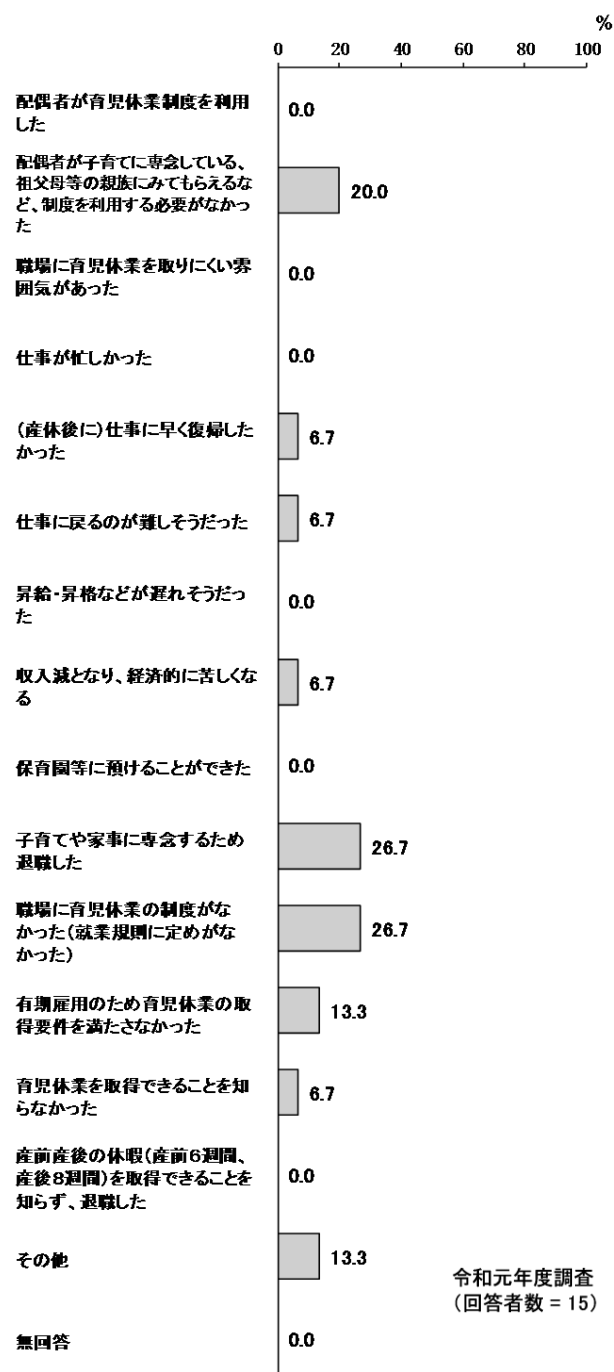
「取得した（取得中である）」の割合が45.0%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が43.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」「取得していない」の割合が減少しています。



## ② 母親の育児休業を取得していない理由

「子育てや家事に専念するため退職した」、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」の割合が26.7%と最も高く、次いで「配偶者が子育てに専念している、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が20.0%となっています。

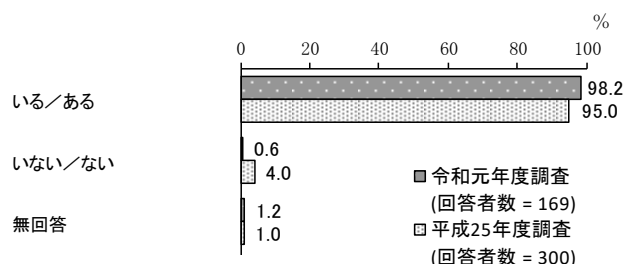


## (7) 相談の状況について . . . . .

### ① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

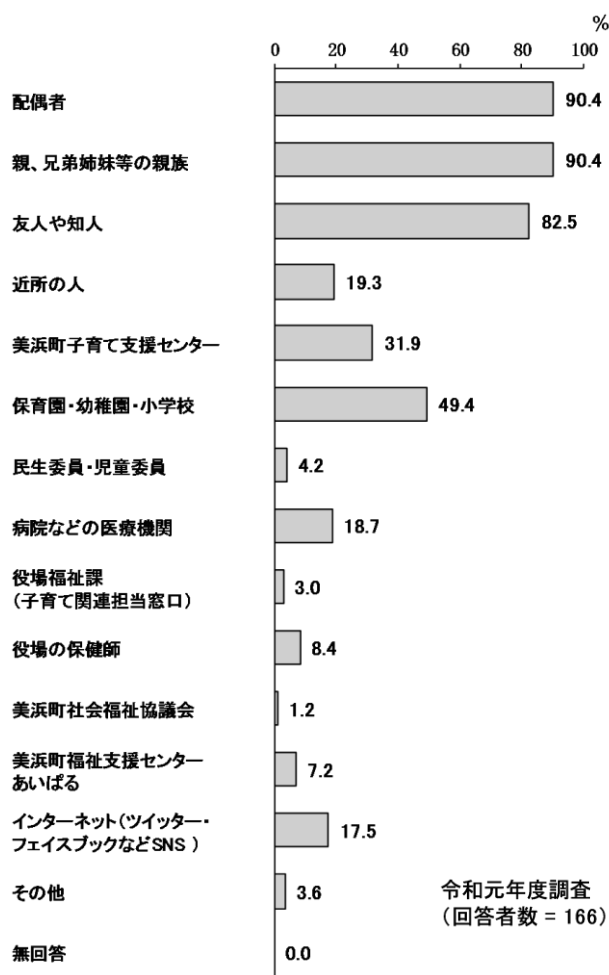
「いる／ある」の割合が98.2%、「いない／ない」の割合が0.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



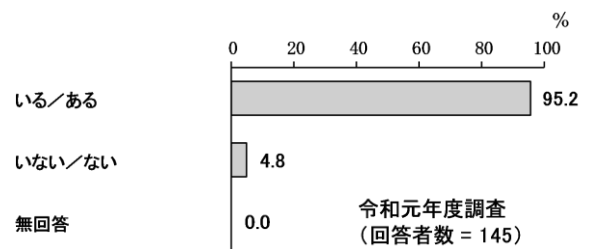
### ② 就学前児童保護者の気軽に相談できる相談先

「配偶者」、「親、兄弟姉妹等の親族」の割合が90.4%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が82.5%となっています。



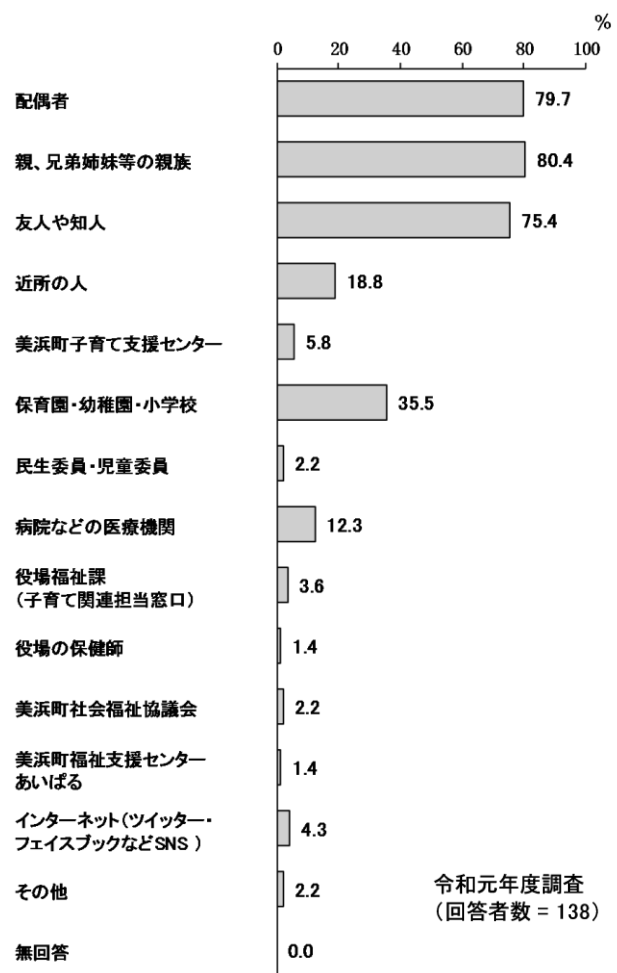
### ③ 就学児童保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が95.2%、「いない／ない」の割合が4.8%となっています。



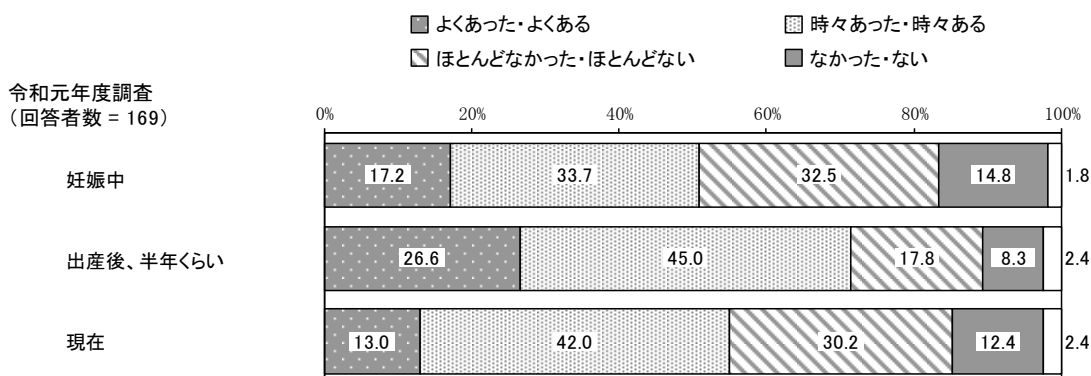
### ④ 就学児童保護者の気軽に相談できる相談先

「親、兄弟姉妹等の親族」の割合が80.4%と最も高く、次いで「配偶者」の割合が79.7%、「友人や知人」の割合が75.4%となっています。



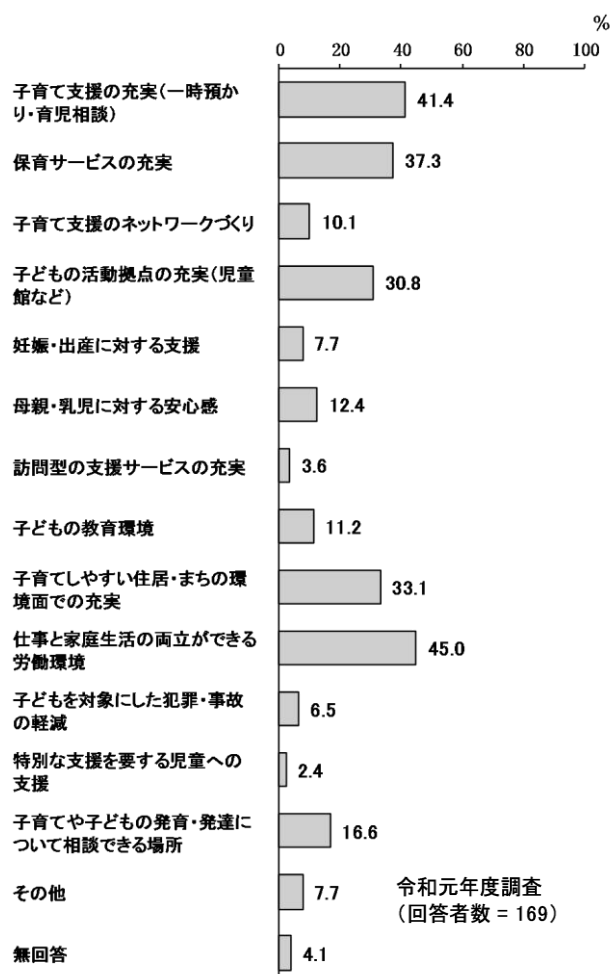
## (8) 子育て全般について . . . . .

① 就学前児童保護者の子育てで不安を感じたり、自信が持てなくなることの有無  
 出産後、半年くらいで「よくあった・よくある」と「時々あった・時々ある」をあわせ  
 た「あった・ある」の割合が高く、約7割となっています。



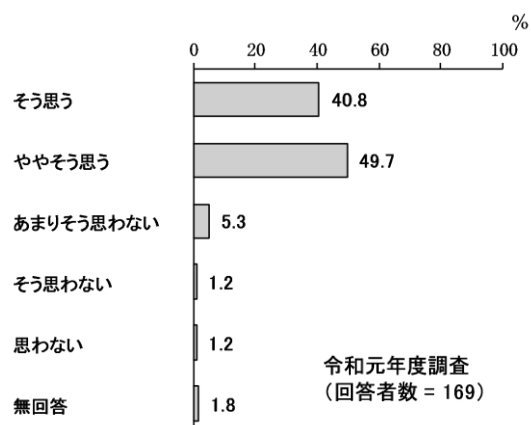
## ② 就学前児童保護者の子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策

「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境」の割合が45.0%と最も高く、次いで「子育て支援の充実（一時預かり・育児相談）」の割合が41.4%、「保育サービスの充実」の割合が37.3%となっています。



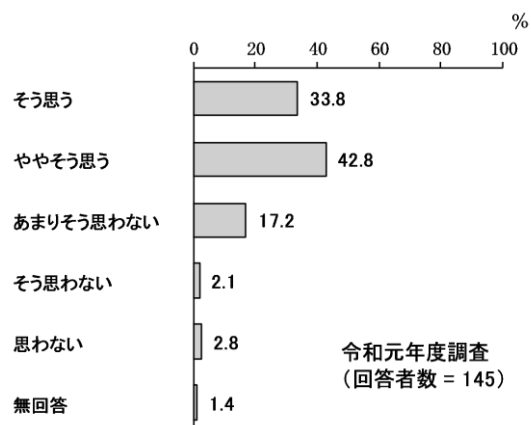
### ③ 就学前児童保護者の子育てしやすいまちかどうかについて

「そう思う」と「ややそう思う」をあわせた“そう思う”の割合が90.5%、「あまりそう思わない」「そう思わない」と「思わない」をあわせた“そう思わない”の割合が7.7%となっています。



### ④ 就学児童保護者の子育てしやすいまちかどうかについて

「そう思う」と「ややそう思う」をあわせた“そう思う”の割合が76.6%、「あまりそう思わない」「そう思わない」「思わない」をあわせた“思わない”の割合が22.1%となっています。



### 3 第1期計画の評価と課題

#### 「基本目標1 子育てを支援する仕組みづくり」についての評価と課題

<p>1 第1期計画における主な事業の評価、課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て支援センターの充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭のニーズに応じた育児講座を開催することができた。</li> </ul> </li> <li>○子育て情報の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て情報誌「すくすく美浜っ子」を年に1回発行し、発行年度の最新情報を掲載し、小学1年生以下の保護者には全員配布、転入時に窓口で配布した。子育て情報を広報のみはま、わくわくカレンダー、フェイスブック、町ホームページで発信した。</li> </ul> </li> <li>○子育てサークルの育成             <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てサークルは現在ない。育児不安、負担、子育て家庭の孤立を防ぐために子育てサークルの育成が必要であり、サークルの立ち上げについて支援を行うことが必要である。</li> </ul> </li> <li>○子育て支援ネットワークの構築             <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関が集まる機会があり、お互いの役割を知ることができた。関係機関の連携を推進していけるよう、ネット化及び拠点づくりを図っていくことが必要である。</li> </ul> </li> <li>○経済的支援に関する周知             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種制度について、子育て情報誌や町HP等で周知を行っており、窓口でも説明を実施した。随時、更新・発信していくことが必要である。</li> </ul> </li> <li>○障がい児保育の実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある児童を受け入れ、必要な保育士を配置、専門家（医師等）や保護者と相談しながら、児童の障がいの程度に対応して保育を行っている。</li> </ul> </li> </ul>
<p>2 アンケート調査結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに関して、不安を感じたり、自信が持てなくなった就学前保護者は出産後、半年くらいの時期で最も高く約7割（就学前）</li> <li>・日頃、日常的に子どもをみてもらえる親族・知人がいる割合は、52.7%、「いずれもない」の割合は11.2%（就学前）</li> <li>・子どもの子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無は、「いる／ある」の割合が98.2%（就学前）95.2%（小学生）、「いない／ない」の割合が0.6%（就学前）4.8%（小学生）</li> <li>・子育てに関する相談相手について、「配偶者」、「親、兄弟姉妹等の親族」が90.4%と最も高く、次いで「友人や知人」が82.5%（就学前）</li> <li>・子育てに関する相談相手について、「親、兄弟姉妹等の親族」が80.4%と最も高く、次いで「配偶者」が79.7%、「友人や知人」が75.4%（小学生）</li> <li>・子育てに関する町の相談窓口について、「わかりやすい」が75.7%、「わかりにくい」が19.5%</li> <li>・子育て支援センターの利用率は28.4%（就学前）</li> </ul>
<p>3 国の方針及び社会動向</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加している。</li> <li>・子育て世代包括支援センターを令和2年度に全国展開を目指し、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を提供することを目指している。</li> <li>・ひとり親における家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっている。</li> <li>・平成28年度の国民生活基礎調査によれば、子育て中の一般世帯の平均年収に比べ、母子世帯は約1/3と、特に母子家庭における経済的困窮が顕著となっている。</li> </ul>

<p>4 主な課題</p>	<p>○相談支援の体制の構築と専門機関等との連携が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないように、身近で気軽に相談できる仕組みや体制を構築し、妊娠、出産、産後、子育て期における切れ目ない支援を行うことが必要である。</li> <li>・相談相手がない方や子どもの預け先がない方への対策（周知やアウトリーチなど）を行い、既存事業へつなげることが必要である。</li> <li>・複雑化かつ深刻化した相談内容に対応するため、専門相談できる体制の整備や専門機関同士の連携を行うことが必要である。</li> </ul> <p>○地域や関係機関との連携による要支援家庭への支援が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要である。</li> <li>・ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援することが必要である。</li> <li>・支援を必要とする子どもや、困難を抱えた家庭・子どもが健やかに成長するために、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮や、子どものライフステージにあわせた、行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的に支援する仕組みが必要である。</li> </ul>
---------------	--



## 「基本目標2 健やかに生み育てる環境づくり」についての評価と課題

<p>1 第1期計画における主な事業の評価、課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊婦健康診査           <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳交付時に14枚の受診券を発行し、安全に出産を迎えられるよう支援できた。健診結果への適切な保健指導が不十分となっている。</li> </ul> </li> <li>○乳幼児健康診査、健康教室の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児期に3回、幼児期2回の健康診査を実施。乳幼児健診は95～100%の受診率となっている。育児学級や離乳食講習会等乳幼児期の発達にあわせ集団教室を開催している。教室の内容や運営については、関係機関と再検討が必要である。</li> </ul> </li> <li>○健康診査時における食事相談           <ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳6か月児や3歳児を対象にそれぞれ年6回実施している。管理栄養士による集団及び個別指導を実施し、ほぼ100%が受講している。</li> </ul> </li> <li>○関係機関によるネットワーク化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回栄養士が定期的にテーマを決めて研修会を開催（食育関連事業についても検討）</li> </ul> </li> <li>○病児保育、病後児保育の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度に敦賀市と連携し病児・病後児保育施設を設置している。住民周知が不十分であり、利用が少ないので、今後、周知をすることが必要である。</li> </ul> </li> <li>○子ども医療費の助成           <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年4月から、助成方法について償還払い方式から窓口無料化を実施している。対象年齢を高校卒業までに拡充するニーズ・流れがあるため、助成対象年齢の拡充について検討することが必要である。</li> </ul> </li> </ul>
<p>2 アンケート調査結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦教室（母親学級）の認知度が84.6%、利用状況が50.3%、利用意向が59.2%（就学前）</li> <li>・乳幼児教室（育児学級、離乳食講習会、6～8か月児・1歳児・2歳児教室）の認知度が92.9%、利用状況が84.6%、利用意向が75.1%（就学前）</li> <li>・病児・病後児保育事業の認知度が56.2%、利用状況が3.0%、利用意向が57.4%（就学前）</li> <li>・病気やケガで保育園や幼稚園が利用できなかったことが「あった」の割合が85.0%と前回調査より増加（就学前）</li> <li>・病気やケガで小学校を休まなければならなかったことが「あった」の割合が61.4%（小学生）</li> <li>・子育て支援施策に期待すること・重要だと思うことについて、「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備や小児救急医療などの小児医療の充実」の割合が47.3%（就学前）、35.2%（小学生）</li> </ul>
<p>3 国の方針及び社会動向</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎が培われる大切な時期にあり、保護者や家庭の関わり方が重要となっている。</li> <li>・睡眠、食事、運動等生活リズムを整え、子どもとの情緒的交流が望まれるが、一方で、育児不安を持つ母親が多くなっている。</li> <li>・小児科医が不足しており、対応策が必要とされている。</li> </ul>
<p>4 主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各成長段階に応じた健康の確保と増進が必要           <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種健（検）診などの受診を勧め、保護者が健やかな家庭生活が送れ、子どもたちが心身ともに健康でゆったりとした気持ちで育っていくような体制づくりが必要である。</li> <li>・関係機関が連携を強化して、健康診査、健康相談などの母子保健事業をきめ細かく実施していくことが必要である。</li> <li>・各成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持、障がいの早期発見、早期治療・療育につなげる取り組みを進めるとともに、妊娠時期からの健康教育や相談事業を通じて、育児不安の軽減を図ることが必要である。</li> </ul> </li> <li>○ライフステージに応じた食育の推進が必要           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフステージに応じて暮らしの様々な場面の中で、他機関と連携しながら、食に関する情報提供や学習機会の充実が必要である。</li> </ul> </li> <li>○安心して妊娠・出産できる医療の整備が必要           <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備や小児救急医療などの小児医療の充実が必要である。</li> <li>・必要なときに医療機関を受診することができるよう、病児・病後児保育施設について広報・ホームページ等により情報提供をすることが必要である。</li> </ul> </li> </ul>

## 「基本目標3 次代を担う心身ともにたくましい人づくり」についての評価と課題


<p>1 第1期計画における主な事業の評価、課題</p>	<p>○学習機会と情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもに関する講座は、未就園児、妊娠期からの取り組みも必要であり、保育園・小学校等と連携し、テーマを決めて開催する必要がある。</li> </ul> <p>○地域の人材をいかした学校教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校外学習により地域の自然や文化・人との関わりを通して地域の課題や良さを知り、地域とともに地域を作っていく学びにつながっている。</li> </ul> <p>○児童による地域活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校における校外学習・社会体験活動を通して、地域社会の課題・よさを認識し、地域社会の一員としてのあり方・役割等、人材の育成・意識の向上を担う活動につながっている。</li> </ul> <p>○虐待に関する相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町民への周知は広報みはまを中心として行ったが、十分な周知とまでには至っていない。周知の方法に見直しが必要である。総合相談窓口の検討が必要である。</li> </ul>
<p>2 アンケート調査結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フルタイム、パート・アルバイト等で就労している母親の割合は65.1%（就学前）</li> <li>パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望の割合は、45.3%（就学前）</li> <li>未就学の未就労の母親の就労希望の割合は、62.5%（就学前）</li> <li>小学校低学年（1～3年生）の放課後の過ごし方の希望は、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が64.7%（就学前）</li> <li>小学校高学年（4～6年生）の放課後の過ごし方の希望は、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が35.3%（就学前）</li> </ul>
<p>3 国の方針及び社会動向</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな人間性や社会性を培い、確実な学力を身につけることが大切であるため、各学校は特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりが求められている。</li> <li>放課後児童クラブ（学童保育）及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施することを目標としており、すべての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができるよう、子どもの主体性を尊重し、自主性、社会性等のより一層の向上を図ることが求められている。</li> </ul>
<p>4 主な課題</p>	<p>○体験・活動・交流ができる機会の充実が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童クラブの整備とともに、様々な人との交流、地域との関わりを通して、子どもが社会性を身につけられるよう、多様な体験・活動・交流ができる機会を提供することが必要である。</li> </ul> <p>○家庭、地域の教育力と学校教育の充実が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての子どもの健やかな育ちを支援するためには、家庭、地域の教育力を高めるとともに、学校教育の充実を図ることが必要である。</li> <li>豊かな人間性や社会性を培い、確実な学力を身につけることが大切であるため、各学校は特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりに取り組むことが必要です。</li> <li>子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響するため、これから親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣の見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援する必要がある。</li> </ul>

## 「基本目標4 仕事と子育てが両立できる社会づくり」についての評価と課題

<p>1 第1期計画における主な事業の評価、課題</p>	<p>○通常保育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育を必要とするすべての児童を保育園で受け入れした。延長保育、土・日・休日保育及び乳児保育を実施し、子育てと仕事の両立が図られるよう保育の充実を図った。</li> </ul> <p>○放課後児童健全育成事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内3ヶ所で実施し、平日50人、長期休暇100人が利用した。安全安心に過ごすことができる環境整備と運営の充実を図った。受入時間の延長等、年々需要が高まっており、子育て支援施策としての効果がある。</li> </ul> <p>○ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進員研修や街頭啓発によりワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発を行っている。雇用環境づくりとあわせて行う必要から取り組みについては検討が必要である。</li> </ul>
<p>2 アンケート調査結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てをする中で、どのような支援・対策が必要と感じているかでは、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境」が45.0%と最も高く、次いで「子育て支援の充実（一時預かり・育児相談）」が41.4%、「保育サービスの充実」が37.3%（就学前）</li> <li>・保護者の育児休暇の取得状況について、「取得した（取得中である）」の割合が母親は45.0%、父親は9.5%（就学前）</li> <li>・父親が育児休業を取得していない理由は、「配偶者が育児休業制度を利用した」が44.9%と最も高く、次いで「配偶者が子育てに専念している、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が39.7%、「仕事が忙しかった」が16.9%（就学前）</li> <li>・「希望」より早く復帰した方の理由は、「経済的な理由で早く復帰する必要があったため」、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が32.1%と最も高く、次いで「希望する保育所に入るため」が10.7%</li> </ul>
<p>3 国の方針及び社会動向</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年10月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」）が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいる。</li> <li>・しかし、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっている。</li> <li>・全国的に女性の育児休業取得率は、制度の着実な定着が図られているものの、男性の取得率が依然と低いままであることが問題となっている。</li> <li>・母親の育児休業の取得は進んでいるものの、経済的な理由、業務の節目の時期にあわせるためや希望する保育所（園）に入るために、仕事へ早期復帰している現状がある。</li> <li>・「新・放課後子ども総合プラン」において、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれる中、放課後児童クラブの受け皿の整備を進めている。</li> </ul>
<p>4 主な課題</p>	<p>○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の浸透が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・働きながら安心して子どもを育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが必要である。</li> </ul> <p>○子育てニーズに対応した支援サービスの展開が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の就労状況の変化等により、保育の必要性がある家庭が増加することが考えられ、利用者のニーズに対応して多様な子育て支援サービスの展開や保育園や放課後児童クラブ（学童保育）などを整備することが必要である。</li> </ul> <p>○社会全体で働きやすい環境づくりが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の育児休業取得率は、制度の着実な定着が図られているものの、男性の取得率が依然低いことから、社会全体で育児休業制度を利用しやすい気運の醸成を図ることが必要である。</li> </ul>

## 「基本目標5 子どもが安全に育つ安心なまちづくり」についての評価と課題

<p>1 第1期計画における主な事業の評価、課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バリアフリーに向けた取り組み             <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センターをバリアフリー化を図った保健福祉センターに移転することにより、子育て支援センターのバリアフリー化を図ることができる。</li> </ul> </li> <li>○交通安全意識の醸成             <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も交通指導員をはじめ、関係機関、団体との連携のもと、子どもに応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を進めていく必要がある。</li> </ul> </li> <li>○危険箇所の点検及び把握             <ul style="list-style-type: none"> <li>・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について具体的な対策方法を検討できた。</li> </ul> </li> <li>○防犯意識の向上             <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯教室については開催できなかったが、登下校の安全確保のため、学校、警察との連携を図り、通学路における合同点検を実施した。</li> </ul> </li> <li>○被害にあった子どものケア             <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー・教育相談専門員等を配置し、個々に応じた対応、面談の機会を増やす等相談しやすい体制を作ることができた。</li> </ul> </li> </ul>
<p>2 アンケート調査結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てしやすいまちだと思うかについて、「そう思う」の割合が40.8%（就学前）</li> <li>・子育てをする中で、どのような支援・対策が必要と感じているかでは、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が6.5%（就学前）</li> </ul>
<p>3 国の方針及び社会動向</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっている。</li> <li>・地域のつながりの希薄化が指摘される昨今において、子どもの安全・安心を守るためにつながりを再構築し、顔の見える関係づくりが必要とされている。</li> </ul>
<p>4 主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの安全・安心を確保するための地域づくりが必要             <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの安全確保は、安全・安心な社会の要であるとの認識のもと、子どもたちがあたたかな地域の見守りの目のなかで、のびのびと遊び、学ぶことのできる地域づくりが必要である。</li> <li>・子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、子どもが利用する空間を、地域ぐるみで見守る意識を高めることが必要である。</li> </ul> </li> <li>○関係機関との連携による子どもの見守りが必要             <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察や生活安全関係機関との連携強化を図り、安全への注意喚起を継続して取り組むことで、子どもの大切な命を守ることが必要である。</li> </ul> </li> </ul>

A decorative graphic consisting of several overlapping circles in various shades of gray, positioned to the left of the chapter title.

## 第3章 計画の基本理念等

## 1 基本理念

未来の美浜町を担う子どもたちを取り巻く環境は、少子高齢化の更なる進行をはじめ、女性の20～30歳代の就業率の上昇など大きく変化しているほか、子育ての環境に対する保護者のニーズも、仕事と家庭生活の両立ができる労働環境や、子育て支援の充実など、様々なニーズがあがっており、より包括的で多様な支援が求められる状況となっています。

本町が平成27年3月に策定した第1期の「美浜町子ども・子育て支援事業計画」では、『子どもの健やかな成長をみんなで見守り、子どもの笑顔が広がるまち みはま』を計画の基本理念とし、子育てに適した環境を整え、子育てに夢や希望、そして感動を抱けるまちづくりを推進してきました。

子どもは、未来のまちの担い手です。

子育てについての第一義的責任は親にあります。次代の主役である子どもの育ち、子育てを地域全体で温かく応援し、見守っていくことは、未来の“みはま”の元気、活力へとつながっていきます。

今回の「第2期美浜町子ども・子育て支援事業計画」においては、前回の基本理念を継承しつつ、これらの考え方を踏まえ、地域における子育て環境について、より一層の充実を図るため、本計画の基本理念を下記のとおり設定します。

### 基本理念

**地域の愛に包まれ、  
子どもの笑顔が広がるまち みはま**



## 2 視点

ここでは、本町の子どもを取り巻く状況や第1期計画における課題などを踏まえ、本計画を進めていくための3つの視点を整理し、その視点に基づき、重点目標及び基本目標を設定し、取り組みを行います。

### 視点1 子育て支援の気運の醸成・・・・・・・・

子育ては保護者が第一義的に責任を持つものですが、子どもは保護者のみならず地域にとってかけがえのない大切な存在です。今日の少子化の現状や子どもを取り巻く状況などについて、町民の認識・理解を深めてもらい、子どもの成長と子育てを社会全体で支える気運の醸成に努めます。

### 視点2 切れ目のない子育て支援の充実・・・・・・・・

子育て家庭が、子育てへの不安が解消され、孤立することがないように、医療・保健・福祉・教育が連携し、子育て支援サービス等の充実を図るとともに、身近で気軽に相談できる仕組みや体制を構築し、妊娠、出産、産後、子育て期における切れ目のない支援を行います。

また、子どもの将来を見据えた子育て支援を行っていくため、保育所、幼稚園、学校との連携を保ちながら、家庭のみならず、地域の教育力を高めます。

### 視点3 子どもの安全・安心な生活環境の確保・・・・・・・・

子どもが安全で安心して、生活することができるよう、地域における様々な資源を活かし、子どももその保護者ものびのびと遊び、学ぶことのできる地域づくりを進めます。

また、地域における見守りなど、様々な機関と連携を図りながら、子どもの大切な命を守ります。

### 3 重点目標

#### 【重点目標】

#### 地域ぐるみの見守り・子育て支援体制構築のための基盤整備

地域社会から孤立し、妊娠や育児に不安を抱える子育て家庭が増える中、妊娠・出産から子育て期にわたって、親子を切れ目なく支援していくことが重要となっています。

本町においても、アンケート調査の結果から、保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないよう、身近で気軽に相談できる仕組みや体制の構築、子育て支援に関する情報発信の強化、妊娠から出産、乳幼児期、学童期と連続した公的支援の充実など、妊娠、出産、産後、子育て期における切れ目のない継続した支援が求められています。

また、公園や子どもの遊び場をはじめ、安全・安心な子どもの居場所や、放課後児童クラブの拡充についても求められています。

これらのニーズに対応するためには、地域の人材や地域資源の活用など地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図ることが必要です。

本町では、今、町内にある子育て支援に関する施設や機能等を一か所に集めた、子育て支援のワンストップ機能の拠点となる「(仮称)子ども・子育てサポートセンター」を整備し、妊娠期からのすべてのライフステージに応じた、子育て支援に関する包括的な支援を提供します。

また、地域力を活かした親子の交流・学習の場、楽しく遊べる場を提供します。

#### 重点事業① 「子ども・子育てサポートセンター」の整備と体制の構築

○子育て世代包括支援センター、子育て支援センター、子ども家庭総合支援拠点等の機能を1か所に集約した包括的な子育て総合支援拠点の整備

#### 重点事業② 親・子ども・家庭を対象とした切れ目のない継続的な支援の仕組みづくり

○産後早期からの重点的な支援

○療育支援体制の強化

○親になるということへの支援（親になっていくことで生まれる責任や、喜び、負担、尊さを感じながらも、子育てを楽しめるように）



## 重点事業③ 地域力を活用した親子の交流・学習の場、楽しく遊べる場の提供

- 子どもの遊び場の整備
- 地域の資源（地区公民館・ご近所・区民・企業・福祉事業所・ボランティアなど）を活用し、身近で安心・安全な子どもの居場所づくり
- 子育てサークル等の育成と支援

## 4 基本目標

本計画の基本理念の実現に向け、次の5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

### （1）子育てを支援する仕組みづくり・・・・・・・・

家庭やひとり親家庭、虐待にあった子どもや障がいのある子どもを養育している人など、すべての子育てする人に対して、必要な物的・人的資源や情報資源を確保しながら、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

- ① 子育て支援サービスの充実
- ② 子育て支援のネットワークづくり
- ③ 包括的な子育てに関する相談支援体制の充実
- ④ 配慮を必要とする子どもや家庭への支援

### （2）健やかに生み育てる環境づくり・・・・・・・・

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防などを目的とした健康相談や家庭訪問の充実を図り、妊娠期から継続した育児支援を推進します。

- ① 子どもや母親の健康の確保
- ② 食育の推進
- ③ 子どもの健康支援

### (3) 次代を担う心身ともにたくましい人づくり . . . . .

次代の担い手である地域の子どもたちが豊かな人間性を培い、かつ、たくましく生きる力を育み、さらに家庭を築いて子どもを生き育てる喜びを感じていけるように、親と子がともに学び、育ち合うための学習の機会や場の整備を進めます。

- ① 生涯学習と家庭教育の充実
- ② 魅力ある学校教育の推進
- ③ 思春期保健対策の充実
- ④ 児童の健全育成活動の推進

### (4) 仕事と子育てが両立できる社会づくり . . . . .

働きながら子どもを育てている人のために、多様で弾力的な保育サービスの充実を図ります。さらに、男性も子育てに参加することができるようにするためには、働き方の見直しが必要なことから、子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるように、企業への働きかけにも取り組んでいくと同時に、父親が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを生き育てていく意識を広めます。

- ① 保育サービスの充実
- ② 仕事と子育ての両立の推進
- ③ 男女共同による子育ての推進

### (5) 子どもが安全に育つ安心なまちづくり . . . . .

児童虐待防止をはじめ、子どもを安心して生き育てることができるような安全なまちにするために、警察や保育園、学校等との連携を強化します。また、子育てバリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境、道路交通環境、公共施設や公共交通機関などの整備・設計や、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進します。

- ① 子どもの遊び場環境の整備
- ② 子育てを支援する生活環境の整備
- ③ 児童虐待防止対策の推進
- ④ 子どもの安全及び防犯体制の整備

## 5 計画の体系

基本理念 重点目標

基本目標

基本施策

地域の愛に包まれ、  
子どもの笑顔が広がるまち  
みはま

地域ぐるみの見守り・子育て支援体制構築のための基盤整備

1 子育てを支援する仕組みづくり

- ① 子育て支援サービスの充実
- ② 地域における子育て支援のネットワークづくり
- ③ 子育てに関する包括的な相談支援体制の充実
- ④ 配慮を必要とする子どもや家庭への支援

2 健やかに生み育てる環境づくり

- ① 子どもや母親の健康の確保
- ② 食育の推進
- ③ 子どもの健康支援

3 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

- ① 生涯学習と家庭教育の充実
- ② 魅力ある学校教育の推進
- ③ 思春期保健対策の充実
- ④ 子どもの健全育成活動の推進

4 仕事と子育てが両立できる社会づくり

- ① 保育サービスの充実
- ② 仕事と子育ての両立の推進
- ③ 男女共同による子育ての推進

5 子どもが安全に育つ安心なまちづくり

- ① 子どもの居場所・遊び場環境の整備
- ② 子育てを支援する生活環境の整備
- ③ 児童虐待防止対策の推進
- ④ 子どもの安全及び防犯体制の整備

A decorative graphic consisting of several overlapping circles in various shades of gray, with the text '第4章 施策の展開' centered within them.

## 第4章 施策の展開

## 基本目標 1 子育てを支援する仕組みづくり

### 施策の方向（1）子育て支援サービスの充実・・・・・・・・

#### 【 方向性 】

妊娠・出産、子育てとライフステージごとに健康面や経済面における不安は変化していくことから、子どもの成長や子育て世代のライフステージにあわせた負担軽減策を横断的に検討し、子どもの育ちを支援します。

また、子どもの健康、教育に関することや子どもとの接し方など、子育てに関する悩みは多面的であることから、保護者が育児の孤立化や不安・悩みを抱え込むことのないよう、相談体制や情報提供体制をさらに充実します。

#### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当
子育てに係る経済的支援の充実	児童手当をはじめとする各種手当の充実や保育料の軽減等、国や県制度との整合も図りながら、子育てへの経済的不安が軽減されるよう、幅広い支援の実施について検討します。	福祉課
親子の健康に係る経済的支援の取り組み	子ども医療費の助成、健診や予防接種費用の助成など、国や県制度との整合も図りながら、親子の健康に係る経済的不安が軽減されるよう、引き続き幅広い支援を行います。	福祉課 健康づくり課
義務教育に係る経済的支援の取り組み	小・中学校に就学している児童・生徒が安心して学校生活が送られるように、経済的な理由により学用品費や給食費などの負担が困難な家庭に対して引き続き支援を行います。	教育政策課
高校等通学に係る支援	高校等に通うための公共交通機関に係る通学費の助成など、子育て世帯への経済的負担が軽減されるよう引き続き支援を行います。	教育政策課
子育て情報誌の充実	妊娠・出産から高校生までのライフステージに応じた子育て情報を総合的に掲載した子育て情報誌の充実を図ります。 また、町内の子どもの遊び場（公園、遊具等）の情報が一覧できるようにまとめます。	福祉課 子育て支援センター 健康づくり課
子育て情報提供体制の充実	子育て支援制度やサービス等の情報を、紙面やインターネット等を通じて行います。 また、子育て活動や町のイベント、感染症の情報など子育て家庭が必要とする情報を随時発信し、更新します。	福祉課 子育て支援センター 健康づくり課

## 施策の方向（２）地域における子育て支援のネットワークづくり・・・

### 【 方向性 】

子どもの成長や子育て家庭の支援に向け、地域の人々の意識の高揚を図るとともに、子育て支援活動への参加を促進します。また、子育て支援サークルやボランティアなどの人材育成にも努めます。

子どもは、保護者だけでなく、地域の大人たちに見守られながら、様々な体験をすることで、心豊かに成長することができます。地域の人々が活動を通じて、お互いのつながりを深め、地域への愛着を育むことで、新たな活動の担い手が生まれ、地域全体で子どもの育ちを見守る環境が整えられることが求められています。地域の人々による、また、地域の人との交流を通しての子どもの居場所づくりや、子どもが等しく豊かな体験ができる環境づくりに努めます。

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当
子育てサークルの育成	母親教室等により、子育てサークルの育成を行うとともに、活動の活性化に向けた各種支援を展開、さらにはサークル間の交流を図ります。	子育て支援センター 健康づくり課
子育てボランティアの育成	地域で子育て家庭を支援するためにボランティアを育成するとともに、保育や看護を学んでいる学生の参加等、関係機関との連携を強化します。	福祉課 子育て支援センター 健康づくり課 教育政策課 生涯学習課 まちづくり推進課
子どもの居場所づくり	地域の公民館や空き家等を利活用し、地域の見守り隊の協力を得ながら放課後に保護者の監護が受けられない子ども等の居場所づくりに努めることで、子どもとその保護者の地域愛を高め、地域の活性化を図ります。	生涯学習課 教育政策課 福祉課 美浜創生戦略課
集いの場、ふれあいの場の提供と仕組みづくり	親子、親同士、同年齢・異年齢の子ども同士、また地域の人との交流などが行える、集いの場、ふれあいの場づくりを進めます。	子育て支援センター 福祉課 健康づくり課 教育政策課 生涯学習課
地域コミュニティ活動における世代間交流の充実	各地域で展開されるコミュニティ活動・行事に子どもから高齢者までの多様な世代が参加しやすい環境づくりを進め、地域への愛着やつながりを深めます。	まちづくり推進課 福祉課 子育て支援センター 教育政策課 生涯学習課
子育て支援ネットワークの構築	子育てに関する様々な問題を解決するために、民生委員・児童委員・主任児童委員、母子保健推進員、育児支援家庭訪問員、保健師等、子どもに関わる機関との連携を推進し、関係機関によるネットワークを強化し、拠点づくりを図ります。	子育て支援センター 福祉課 健康づくり課 教育政策課

事業名	事業概要	担当
地域における見守りなど支援体制の充実	民生委員・児童委員、母子保健推進員等とともに地域の中での子育ての状況の把握や集落の中で孤立して子育てをしている親の発見と援助に努め、親同士が交流をもちながら子育てを楽しんでいけるようにサポートします。	福祉課 健康づくり課 子育て支援センター
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センターの開設)の検討	地域において、育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、組織による仕事と子育ての両立支援活動について、ニーズを把握しながら導入を検討します。	福祉課 子育て支援センター 健康づくり課



## 施策の方向（３）子育てに関する包括的な相談支援体制の充実

### 【 方向性 】

子育て中の親の不安や孤立感が軽減され、子どもの成長に喜びを感じられるよう、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまで、切れ目のない、また、包括的かつ継続的な支援を行うための相談支援体制の充実を図ります。

また、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、悩みや問題を抱える家庭が社会から孤立することのないよう、様々な側面から子どもに関する悩みに対して対応できるよう、相談窓口の専門性を高めます。

親は、子育てへの喜びや不安、責任などを感じながら、様々な経験を通じて日々成長していきます。現在の子育て家庭を支え、次代を担う親を育むために、子育てを肯定的に捉える意識の醸成や子育ての負担等を軽減する支援体制の整備等を通じて、だれもがこのまちで親になることに希望がもてる風土づくりを進めます。

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当
子ども・子育て総合相談体制の整備	子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、相談対応や継続的なソーシャルワークによる助言・支援を行う「子育て世代包括支援センター」、「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。また、要保護児童対策地域協議会の調整機関も担い、関係機関と連携し、児童虐待防止対策を実施します。	福祉課 健康づくり課 教育政策課 子育て支援センター
子育て支援等の総合的な利用相談体制の充実	個々のニーズや家庭の状況に応じて利用可能な子育て支援サービスの情報提供や助言を行い、必要に応じて関係機関との連絡調整を行うなど相談体制を強化します。	福祉課 健康づくり課 子育て支援センター
子どもの成長発達に応じた相談体制の充実	妊娠中の健康、育児、子どもの発達、療育、教育等に関する相談について専門家による電話・面接相談を行います。	健康づくり課 福祉課 子育て支援センター 教育政策課
育児不安・困難を抱える母親に対する取り組み	1か月検診時に、産後うつアンケート（母親のメンタルアンケート）を行い、ハイリスク者（産後うつ病になるリスクが高いと思われる母親等）には保健師等による個別相談を行い、母親への支援を実施します。	健康づくり課 子育て支援センター
子育て支援センターの充実	育児不安などについての相談・指導（面接・電話）、子育てサークル等の育成・支援、子育て情報の発信、育児講座、その他地域の実情に応じた事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を充実させます。	子育て支援センター 福祉課 健康づくり課
育児相談の充実	育児に関する相談を、親族や兄弟、友人、知人だけでなく、専門機関等へも幅広く相談できるよう充実を図ります。	子育て支援センター 健康づくり課 福祉課



事業名	事業概要	担当
子ども・子育てサポートセンター職員の資質向上	子育て支援等の総合的な利用相談体制の整備を図るとともに、相談業務等に自信と責任と自覚が持てるよう研修等を受講し、資質向上を目指します。	福祉課 健康づくり課 子育て支援センター
地域包括ケアシステムの構築	町で構築を進めている地域包括ケアシステムについて、障がいのある子どもや子育て家庭など、ケアを必要とするすべての人を支援する子育て分野における包括的な地域ケアの仕組みづくりを進めます。	福祉課 健康づくり課 子育て支援センター



## 施策の方向（４）配慮を必要とする子どもや家庭への支援・・・・・・・・

### 【 方向性 】

障がいのある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に応じた支援とともに、成長過程に沿った継続的な支援を充実します。また、関係機関との連携強化により、虐待被害への対応体制と相談体制の充実を図ります。

「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等を踏まえながら、相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当
貧困に悩む保護者からの相談・支援	貧困に悩む保護者からの相談について、関係機関との連携のもと必要な支援を実施します。	福祉課 健康づくり課 教育政策課 子育て支援センター
いじめや不登校等への相談体制の充実	学校、家庭、関係機関との連携を強化し、小・中学校にスクールカウンセラーを配置することにより、いじめや不登校等への相談体制を充実させ、未然防止や早期解決に努めます。 教育支援センターなないろにおいて、不登校傾向にある児童・生徒への個々に応じたきめ細かな支援を学校・家庭・関係機関と連携して行います。	教育政策課 子育て支援センター 福祉課 健康づくり課
DVに関する相談・支援	配偶者からの暴力に対する相談を受けた場合は、すみやかに関係機関と連携をとり必要な支援につなげます。 DV予防に対する啓発を行います。	健康づくり課 福祉課 子育て支援センター
児童虐待に関する相談・支援	児童虐待に関わる相談や通告を受けた場合はすみやかに関係機関と連携をとり必要な支援につなげます。 児童虐待予防に対する啓発を行います。	子育て支援センター 福祉課
ひとり親家庭への相談・支援	ひとり親家庭からの相談に対して、児童扶養手当等の生活支援制度をはじめとする制度の紹介を行い、関係機関との連携のもと、必要な支援を実施します。	福祉課 子育て支援センター 健康づくり課 教育政策課
被害にあった子どものケア	犯罪等の被害にあった子どもには、一刻も早いケアが必要となるため、カウンセリング等の場や機会を増やすとともに、相談内容に応じた各支援機関や窓口の紹介、情報提供を行います。	福祉課 健康づくり課 教育政策課 子育て支援センター

事業名	事業概要	担当
療育体制の充実	各関係機関との連携を図り、早期発見、早期対応のために、個々のニーズに応じたきめ細かな相談事業や健康診査、指導等を充実させます。発達の支援を必要とする親子に対し、ことばやこころの面からの専門的な療育相談、指導体制を充実させます。ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築を図ります。	福祉課 健康づくり課 教育政策課 子育て支援センター
障がい児在宅サービスの充実	関係機関が連携し、乳幼児期からの早期発見による個別の相談を実施するとともに、家族の負担の軽減・支援を図るためのレスパイトサービスについて検討します。 また、余暇活動を楽しんでもらうための交流の場を提供します。	福祉課 健康づくり課 子育て支援センター
障がい児保育の実施	心身に障がいのある子どもを保育園で預かり、関係機関と連携し、一人ひとりに応じた成長発達を促す障がい児保育を進めます。	福祉課 保育園
障がいのある子どもへの教育的支援の充実	児童・生徒一人ひとりのニーズに応じて適切に支援していけるように、関係機関が連携をとり、子どもの障がいの状態等に関する情報を共有し、教育支援体制の充実を図ります。	教育政策課 福祉課 健康づくり課 子育て支援センター
医療的ケア児の支援に向けた連携体制の構築	医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等が一堂に会し、地域の課題や対応策について意見交換や情報共有を図る協議の場を設け、連携体制の構築を図ります。	福祉課 健康づくり課 教育政策課 子育て支援センター
ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供	子ども・子育てサポートセンターが中心となり、保育施設・幼稚園・学校・保健・医療・福祉・地域等の関係機関による連携会議を実施するなど、適切な支援を提供できる体制の整備を図ります。 就園・就学等のライフステージごとに応じた切れ目なく一貫・継続した支援を実施するため、効果的な関係機関の連携による情報共有・データ管理等、移行連携の仕組みを整備するとともに、中学校卒業以降についても移行支援の仕組みを構築します。	福祉課 健康づくり課 子育て支援センター 教育政策課
孤立しがちな家庭への支援	障がいの有無に関わらず、転入者等地域で孤立した保護者をつなぐ仕組みをつくります。（親族が近くにいない保護者や出生数の少ない地域、障がい児等）	福祉課 健康づくり課 子育て支援センター

## 基本目標 2 健やかに生み育てる環境づくり

### 施策の方向（1）子どもや母親の健康の確保・・・・・・・・

#### 【 方向性 】

妊娠・出産は大きな喜びとともに、妊産婦にとっては体の変化や、出産、育児に対する不安を伴うなど、身体的、精神的に大きな負担となります。安心して、妊娠・出産・子育て期を迎えられるよう、関係機関との連携により切れ目のない支援の充実を目指します。

特に心身共に不安定になりやすい産後の母子に対して、心身のケアや育児サポートを早期から行うことで、産後うつ予防、育児不安の軽減など産後に安心して子育てができる支援体制強化を進めます。

また、子育てする保護者及び家族が、自ら進んで妊娠、出産又は子育てについての正しい理解を深め、その健康の保持増進に努めることができるよう、妊産婦並びに乳幼児に対する保健指導、健康診査等を実施します。

#### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当
母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付をきっかけに妊婦と関わり、妊娠や出産に対する不安の軽減と母親としての自覚を高めます。	健康づくり課
妊婦健康診査、母親（家族）教室の充実	妊婦に対する健康診査として、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を医療機関で継続して実施します。 また、妊婦及びその家族が、妊娠から出産までの正しい知識を得るための教室を開催します。	健康づくり課
訪問・指導体制の充実	母子保健推進員の活動をさらに充実させ、資質の向上を図るとともに、新生児等の訪問・指導体制を充実し、各種健康診査や予防接種の受診率向上と未受診者対策に努めます。また、養育医療申請者等に対する継続的な訪問指導等についても、関係機関と連携を持ち実施します。	健康づくり課
乳幼児健康診査、教室の充実	子どもの疾病予防や早期発見を促すとともに、子どもの健やかな成長と健全な親子関係を支援するために、発達段階にあわせて各健康診査を行い、充実に努めます。 また、親が子の発育を確認するとともに、子育てについての不安解消と仲間づくりのために教室を開催します。	健康づくり課
事故対策と予防対策の推進	子どもの事故予防や事故時における応急処置の講習、病気予防・看護のための知識や技術の講習会を医療機関・消防署等と連携し、開催します。 また、乳幼児の子どもを育てる保護者を対象に、誤飲、転落・転倒、やけど等子どもの事故の予防のための啓発を進めます。	健康づくり課 子育て支援センター

事業名	事業概要	担当
不妊治療体制の充実	不妊治療に対する不安や子どもができないことによる家族や社会の精神的圧迫等に対する十分な心のケアを提供できる体制づくりに努めるとともに、不妊治療に関わる費用助成の拡充を図ります。	健康づくり課
特定妊婦への訪問・指導	若年妊娠や妊婦健診未受診者等に対し、保健師が訪問し、保健指導を行います。	健康づくり課 子育て支援センター
産後ケア事業の拡充	産後のお母さんが安心して子育てができるよう、助産師等による授乳指導や育児相談、乳房のケアなどがゆっくと受けられる産後ケア事業を拡充します。	健康づくり課



## 施策の方向（２）食育の推進・・・・・・・・

### 【 方向性 】

子どものころの生活習慣は、将来の生活の基礎となり、生涯にわたる健康づくりの基盤を築くうえで大切です。

子どもや保護者の健康増進に努め、健康や食に関する正しい知識を普及し、豊かな人間性を育むことができるように支援します。

特に、食に関する知識と食を選択する力については、健康の保持増進、疾病予防、また豊かな人間性を育むことを目的に、その習得に対し積極的に支援します。

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当
母親学級での食指導	妊娠、授乳期における食事の質や量、栄養についての講話等を行うとともに、胎児の成長と母体の健康のため、今後も内容の充実に努めます。	健康づくり課
離乳食講習会の実施	生え始めの歯のケアと発達に応じた食形態、食事の進め方等の講話や試食等を、引き続き行います。	健康づくり課
健康診査時における食事相談	1歳6か月児や3歳児を対象とした各健康診査を通じて、試食会や食事相談を引き続き実施します。	健康づくり課
保育園給食の充実	野菜作り、クッキング活動、スローフード作りなど、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみながら子どもの五感を豊かにし、生涯を通じて健康でいきいきとした生活を送る基礎作りの充実に努めます。	保育園
保育園における代替食の研究と推進	子どもたちが豊かな食の体験を積み重ね、楽しく食べる体験を通して食への関心を育み、食を営む力の基礎を培っていくため、食物アレルギーがある子もいない子ども、みんなが同じ給食を食べられる献立の研究・提供を進めます。	保育園
学校給食の充実	学校給食を通じて、地域や食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さ等を理解すること、子どもたちが食に関する正しい知識、望ましい食習慣を身につけることができるよう、継続して内容の充実に努めます。	教育政策課
食育教室の充実	学校や放課後児童クラブ等において食育教室を開催し、子どもたちに健康や食に対する正しい知識の普及を行います。	教育政策課 生涯学習課
関係機関によるネットワーク化	保健師、栄養士等、各専門との連携をとりながら、幼児期から学齢期を通じて食育事業の推進に努めます。	健康づくり課 福祉課 教育政策課 子育て支援センター 保育園

## 施策の方向（３）子どもの健康支援・・・・・・・・

### 【 方向性 】

今日、全国的に小児科医が不足しており、対応策が求められています。本町においても例外ではなく、町内に小児科医がいない現状であることから、小児専門医の確保に努めます。

保護者に対し、かかりつけ小児科医の普及を図るとともに、引き続き安心して受診できる環境づくりを関係機関との連携により進めます。

また、各種相談窓口一覧表の掲載や子どもへの感染防止と県の小児救急電話相談事業の周知啓発など、小児医療の正しい知識と受診に向けた取り組みを進めます。

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当
小児医療体制の充実	小児科医の確保について、関係機関への要望を続けます。	健康づくり課
病児保育、病後児保育の実施	保護者の就労等により、子どもが病気にかかって保育園に預けることができない場合に、病気の急性期から回復期にいたるまでの間、病院等に併設された保育室で預かる病児・病後児保育について、若狭町と敦賀市の連携により実施を図ります。	福祉課
病気等の知識の普及	医療や保健との連携をとり、子どもの病状等や緊急性の有無について判断できるように、保護者や地域に対して病気等の知識について普及を図ります。	健康づくり課 子育て支援センター
かかりつけ医の普及	子どもの発育等の悩みを気軽に相談できる、かかりつけ医の普及を図ります。	健康づくり課
予防接種の勧奨	感染症予防を目的として予防接種を勧奨します。	健康づくり課
養育医療給付事業	養育医療（入院費）に係る窓口での負担をなくし、子ども医療費と相殺することで、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	福祉課

### 基本目標 3

## 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

### 施策の方向（1）生涯学習と家庭教育の充実・・・・・・・・

#### 【 方向性 】

子どもの成長において、家庭の果たす役割は非常に重要なものとなるため、保護者が自信と責任感を持って家庭での子育てができるよう、情報や学習機会の提供、相談体制の充実に努めます。

#### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当
学習機会と情報の提供	保育園、小・中学校、公民館等と連携し、育児関連講座の充実、家庭教育に関する学習機会や情報の提供の充実を図ります。	生涯学習課 教育政策課 福祉課 健康づくり課 保育園 子育て支援センター
学校施設の開放	小・中学校の体育施設を開放し、地域のスポーツ活動の促進を図ります。	教育政策課 生涯学習課
地域愛学習の推進	伝統文化の理解を深めさせることを通して、愛郷心を育て、次代を担う後継者の育成を図ります。	教育政策課 生涯学習課
子どもの読書活動推進	ブックスタート事業やおはなし会の開催をはじめ、乳幼児・小中高生等子どもの年齢に応じた読書習慣の形成に向けた取り組みを、町立図書館と各種団体が連携して推進します。	生涯学習課





## 施策の方向（２）魅力ある学校教育の推進・・・・・・・・

### 【 方向性 】

グローバル化や人工知能・AIなどの技術革新が急速に進み、予測困難なこれからの時代に向け、子どもたちが自ら課題を見つけ、自ら学び、考え、判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく力が求められます。

学校での学びを通し、子どもたちの「生きる力」を育むため、社会の中で生きて働く知識や技能、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力、そして学んだことを人生や社会に生かそうとする人間性や学びに向かう力を育成できるよう学校・家庭・地域が連携しながら教育の充実を進めます。

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当
体験学習・校外学習の推進	地域の人・自然・文化や伝統・祭礼に親しむ体験学習、校外学習の推進を図ります。	教育政策課
いのちふれあい学習事業	児童・生徒が農業体験等を通して、喜びや苦勞、命をつなぐ大切さなどを学ぶ取り組みの充実を図ります。	教育政策課 子育て支援センター 産業振興課
人権教育の推進（美浜町人権教育研究会の活動）	人権に対して正しい認識を持ち、人権を尊重し差別を無くそうとする意欲と能力を備えた児童・生徒の育成を図ります。	生涯学習課 教育政策課 保育園
職業体験学習の充実	中学校の総合学習の職業体験を通じて、地域の職業現場を知るとともに、働くことへの興味ややりがいについて学ぶ機会を設けます。	教育政策課
育児に関する授業の充実	学校の授業等において、乳児とふれあう機会や子育て中の母親と話す機会を設け、生命の大切さ等を学ぶ機会を設けます。	教育政策課 子育て支援センター
国際化に対する理解と英語教育の推進	国際化の進展に対応していくために、広い視野を持って異文化を理解し、異なる文化や習慣を持った人々と接する中でコミュニケーション能力の向上を図ります。また、ALT（英語指導助手）との交流などを通じて児童がより身近に英語に慣れ親しむことのできる環境を整備し、英会話力の向上を目指します。	教育政策課
姉妹都市台湾新北市石門区中学生との交流	将来を担う中学生が、姉妹都市台湾新北市石門区の中学生とホームステイ等による交流・交歓活動を行うことで、国際性、社会性や協調性を養い、心豊かでたくましい人材を養成することに努めます。	教育政策課
エネルギー環境教育の推進	児童・生徒がエネルギー環境問題に対して理解を深め、適切に行動できる能力を養うため、本町独自の副読本により、小学校から中学校までの一貫したエネルギー環境教育を進めます。	教育政策課 エネルギー政策課

事業名	事業概要	担当
学校 I C T 環境整備	将来を担う子どもたちにとって、わかりやすい授業の実現、子どもたちの情報活用能力の育成を目的として、教育における I C T を基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められています。令和 5 年度までに、全学年の児童・生徒 1 人 1 台端末を導入し、十分に活用できる環境の実現を目指し「学校の I C T 化」に向けた整備を実施します。	教育政策課
特別支援教育の充実	各学校の特別支援教育コーディネーターが中心となり、特別な支援を要する子どもたちへの校内支援体制の充実を図ります。また、学習支援員や生活支援員を配置し、子どもたちの学習やスムーズな学校生活を送るための支援の充実に努めます。	教育政策課
適正な生活リズムへの普及啓発	子どもの成長期に必要な適正な生活リズム、心身の健康、学習意欲の向上、成長発達等に関する普及啓発を図ります。	教育政策課
地域に根ざした特色ある学校づくりの推進	地域の人々の意見を取り入れ、学校運営に反映させ、地域に根ざした特色ある学校づくりに努めます。	教育政策課
教職員の働き方改革の推進	教職員が子どもと向き合う時間を増やし、質の高いよりよい教育活動を行えるよう、教職員の働き方改革を進めます。	教育政策課
学校における安全管理の充実	自然災害や不審者への対策をたてるとともに、状況に応じた訓練の実施に努めます。	教育政策課 総務課 エネルギー政策課
登下校時における安全指導の充実	学校生活ボランティアを通じて、子どもの登下校時における安全指導の徹底に努めます。	教育政策課



## 施策の方向（3）思春期保健対策の充実・・・・・・・・

### 【 方向性 】

思春期は、子どもから大人への移行期であり、身体的にも精神的にも成長していく大切な時期です。子ども自身が、十分な知識と健全な意識を持てるように、保健学習を中心として、性教育をはじめ、喫煙や薬物・飲酒の防止教育を学校や関係機関との連携のもと行います。

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当
性教育の実施	関係機関と連携して、学習会等を実施します。	教育政策課 健康づくり課
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	保健所等関係機関と連携し未成年者の喫煙・飲酒・薬物の健康への影響について、正しい知識の普及啓発を図ります。	教育政策課 生涯学習課 健康づくり課
相談体制の充実	児童相談所職員や専門教員、医師等による相談や治療の機会を増やし、充実を図ります。	教育政策課 健康づくり課 子育て支援センター
ライフデザインセミナーの実施	若年層を対象として結婚や家庭を持つことへの意識を啓発し、子育てを含めた将来の人生設計形成の意識や意欲を高めるとともに、ふるさとへの愛着を高めます。	福祉課
命の尊さを学ぶ場の充実	乳児とのふれあう時間を提供し、命の尊さを実感し、親になることの意味を知る機会を提供するとともに、自他の命を大切にしようとする心を育てます。	子育て支援センター 教育政策課 健康づくり課

## 施策の方向（４）子どもの健全育成活動の推進・・・・・・・・

### 【 方向性 】

子どもたちにとって学びと遊びは、創造性や自主性を身につける貴重な体験です。また、子どもたちが自らの可能性を広げる上では、子どもの時から様々なことを経験することが望めます。このため、自然体験活動や社会体験活動、スポーツや文化芸術活動などの様々な地域活動を通じて、子どもたちの愛郷心や情操を養うことに努めます。

また、子どもたちの積極的な活動を支援するため、様々な地域活動について、情報提供の充実を図ります。

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当
地域スポーツ活動の充実	だれもが参加できる生涯スポーツの実現に向けて、施設、設備の充実に努めます。	教育政策課
スポーツ指導者の育成	スポーツ少年団の指導者を中心に研修や情報交換の場を設け、指導者としての資質の向上を図り、児童の健全育成に努めます。	教育政策課
文化芸術活動の推進	ピアノ事業やなびあす講座など、子どもたちが芸術・文化を身近に感じることができる機会を提供することで人材育成に努めます。	生涯学習課
児童・生徒による地域活動の促進	青少年が集団活動や体験活動を通して、社会規範や連帯感を身につけることができる事業の推進に努めます。	教育政策課 生涯学習課
児童館活動の充実	同年齢、異年齢を問わず、集団での遊びを通じて児童の交流を深める場である児童館の活動を充実します。利用しやすく、楽しめる施設運営に努めます。	福祉課 生涯学習課
地域における青少年健全育成の推進	地域での見守り活動や啓発チラシの配布等により地域ぐるみで青少年を心身ともに健全に育てる意識を高め、青少年の健全育成活動の充実に努めます。	生涯学習課

## 基本目標 4

## 仕事と子育てが両立できる社会づくり

### 施策の方向（1）保育サービスの充実・・・・・・・・

#### 【 方向性 】

少子高齢化にともなう核家族化の進展、また共働き家庭の増加を背景に、多様化する保育ニーズに対応するため、多様な保育サービスを確保するとともに、保育の質の向上に向けた取り組みを推進します。

すべての人が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てできるよう、きめ細やかな保育サービスをより一層充実します。

#### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当
通常保育の充実	子ども・子育て支援新制度に基づき、すべての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられるように保育の充実を図ります。	福祉課 保育園
乳児保育の実施	専門的な保育士等の配置を整備し、乳児保育の実施を図ります。	福祉課 保育園
延長保育の実施	保育標準時間（11 時間）又は保育短時間（8 時間）の利用時間の前後の時間において、さらに延長して保育を実施します。	福祉課 保育園
休日保育の実施	保育の必要性が確認された児童を預かれるように体制の整備を図ります。	福祉課 保育園
開かれた保育園づくり	保育園での保育を子育ての知恵として公開し、保育園開放を通じて、在宅児やその保護者、地域の人々との交流機会を設けます。	福祉課 保育園
特色ある保育内容の充実	地域の人々との交流を図り、地域に根ざした保育園づくりを目指します。	福祉課 保育園
一時的に必要となる養育・保育サービスの提供	保護者が入院や出産などで子どもを養育できないときに、一時的な宿泊を伴う養育支援（子どもショートステイ事業）や、保護者が仕事や病気などの理由により夜間の時間帯において一時的に児童を養育することが困難な場合に行う養育支援（トワイライトステイ事業）を、敦賀市内の施設で実施します。 また、保護者の急な傷病や出産による入通院、育児疲れのためのリフレッシュ等の場合に、一時的に日中の保育を町内及び敦賀市内の施設で行います。 どの子育て家庭においても、より利用しやすいサービスとなるよう、検討を進めます。	福祉課 子育て支援センター

事業名	事業概要	担当
保育園、小学校との接続の推進	保育園から小学校へのスムーズな移行を図るため、交流事業や研修会等を通じて相互の交流を深めるとともに、指導要録等の円滑な引き継ぎを行います。	福祉課 教育政策課 保育園
保育園における育児相談の充実	保育園における育児相談を充実させ、育児に関する不安感や負担感の軽減に努めるため、保育士の相談対応力のスキルアップを図り、いつでも相談できる体制と、相談室の防音対策を図るなどの環境整備を図ります。また、職員間での情報共有を徹底します。	福祉課 子育て支援センター
保育人材の確保	保育園や放課後児童クラブの適切な運営を図るため、保育人材の確保及び資質の向上に努めます。	福祉課 教育政策課



## 施策の方向（２）仕事と子育ての両立の推進・・・・・・・・

### 【 方向性 】

働く保護者が安心して子どもを産み育てることができるよう、育児休業制度や、労働時間短縮の啓発等、仕事と子育てを両立できる就労環境の整備を促進します。

また、出産後でも女性が働き続けることができるよう、幅広い就労支援に取り組みます。

「イクメン」という言葉が生まれるなど、父親の子育て参画に対する意識・志向の高まりが見られる一方で、育児休業の取得率は依然として低い状況となっており、現実として仕事を優先せざるをえない状況もうかがえます。

子育て家庭における働き方の見直しや希望する働き方が実現できる就労環境づくりを進めるとともに、子どもの最善の利益を第一義としたうえで、仕事と子育ての両立のための基盤整備を図っていく必要があります。

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施	放課後児童クラブを開設し、放課後に保護者の監護が受けられない児童の受入をするとともに、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。利用児童数が年々増加傾向にあるため、開設場所・開設時間等の運営方法についても検討し、保護者が安心して働けるよう支援します。	教育政策課
育児・介護休業制度の啓発と普及	事業所における育児・介護休業制度の取得促進に向けた啓発と制度を利用しやすい職場づくりを支援します。	産業振興課 まちづくり推進課
労働時間短縮の促進	ゆとりある生活の中で子育てができるよう、関係機関との連携を通じて労働時間の短縮に向けた取り組みを支援します。	産業振興課 まちづくり推進課
女性の再就職への支援	出産や育児等により退職し、再就職を希望する方に対して、資格取得に関する講座や技術習得による就労能力の再開等関係機関と連携して就業に関する相談や情報提供を行います。	産業振興課 まちづくり推進課
男女がともに子育てをしながら働き続けられる環境づくり	ライフスタイルに応じた多様な働き方の普及を促進し、育児休暇を取得しやすい環境づくりの推進に努めます。	まちづくり推進課
育児休業からの円滑な復職支援の推進	育児休業明けの職場復帰がスムーズに行えるように保育園での受け入れを行います。	福祉課 保育園

## 施策の方向（３）男女共同による子育ての推進・・・・・・・・

### 【 方向性 】

近年、父親の子育て参加は以前と比べ進んでいるものの、アンケート調査では、約4割が主に子育てをしているのは母親と回答するなど、依然として子育て負担の多くが母親にかかっており、父親の子育て参加や意識改革をさらに進めていく必要があります。

家庭生活との調和のとれた働き方（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、それぞれの働き方や家庭での生活について見直す機会を設けるとともに、男女が互いを尊重し高め合いながら、仕事・家事・子育てに取り組めるよう、男女共同参画の理解を促進します。

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当
男女共立の次世代育成	次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮し、人生のあらゆる段階で主体的な選択を行うことができるよう、男女共同参画の理解を促進します。	まちづくり推進課
結婚対策の充実	出会いの場やきっかけづくりをサポートするための事業を通して、結婚を望む方への支援、男女共同の意識の啓発を積極的に行います。	福祉課 まちづくり推進課
ワーク・ライフ・バランスの推進	第3次美浜町男女共同参画推進計画に基づき、男女がともに働きやすく、仕事と子育て、家庭生活等が両立できる環境づくりを進めます。	まちづくり推進課
父親の育児参加の推進	「父親」の自覚を促す一つのきっかけづくりとして、妊娠期当初に、保健師が母親と父親との面談を行い、信頼関係を構築し、妊婦が安心して出産・子育てをする環境を整えるとともに、出産後も父親の育児に関する学習機会を設け、意識啓発を推進します。	健康づくり課 子育て支援センター





## 基本目標 5 子どもが安全に育つ安心なまちづくり

### 施策の方向（1）子どもの居場所・遊び場環境の整備・・・・・・・・

#### 【 方向性 】

子どもがのびのびと遊べる場の確保とともに、子どもが安全に遊ぶことができ、親も安心して子どもと生活することができる居場所づくりを進めます。

また、限られた施設や資源を有効に利用してもらうため、施設の活用に関する情報提供などを行います。

#### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当
子育て支援設備（キッズルーム）の整備	オムツ替えスペースや親子で入れるトイレ、また授乳室等を公共施設に設置し、子育て支援設備の整備を検討します。	福祉課 施設所管課
子どもの安全な遊び場の確保	子どもの遊び場において、遊具等の充実を図るとともに、安全性に配慮した公園等、遊び場の整備に努めます。	福祉課 土木建築課 生涯学習課
身近な場所での安全な遊び場の確保	身近な場所での安全・安心な子ども遊び場の確保のため、公共施設の開放等について検討します。 また、コミュニティ助成事業を活用し、地区の公園に遊具の設置に対する費用の助成を行います。	福祉課 教育政策課 生涯学習課 まちづくり推進課 施設所管課
スポーツや交流、健康や体力増進の拠点施設の整備	総合運動公園内に子どもや子育て世代の方々が笑顔で利用できる大型遊具施設等の整備に努めます。	教育政策課
地域づくり拠点化施設整備	地域づくり拠点化施設（道の駅）に子育て交流施設の整備を行います。	土木建築課

## 施策の方向（２）子育てを支援する生活環境の整備・・・・・・・・

### 【 方向性 】

子どもや子ども連れの親が安心して活動でき、子どもの健やかな成長を支えるため、それぞれの家庭がそれぞれのライフスタイルにおいて、ストレスを感じずに子育てをしていけるような環境を整えます。

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当
幅の広い歩道の整備	通学路や幹線道路を中心に、危険箇所を把握し、歩道整備を含めた道路拡幅に努めます。	土木建築課
子育てバリアフリーの推進	公共施設のバリアフリー化を推進し、妊婦、子ども、子育て中の親等が安心して外出できる環境の整備に努めます。	施設所管課
子育てバリアフリーの情報提供	町内における各種施設のバリアフリーの情報収集及び情報提供を行います。	土木建築課 福祉課
有害環境対策の推進	町内における書店やコンビニエンスストア等から有害図書や商品の排除等、社会環境の浄化活動に努めます。	生涯学習課
子育て支援環境の整備	公共施設にベビールームやチャイルドチェア、トイレの空きスペースにおけるベビーベッドや授乳室を設置するなど、子育てに配慮したまちづくりの推進に努めます。	福祉課 施設所管課
定住促進に向けた宅地の整備	今後の不動産の動向を確認したうえで、定住促進に向けた宅地の整備を検討します。また、整備した宅地については情報提供をします。	土木建築課 美浜創生戦略課

## 施策の方向（３）児童虐待防止対策の推進・・・・・・・・

### 【 方向性 】

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、心の発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。

子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。

また、今後、一貫した児童相談・支援体制を構築し、虐待への対応の一層強化を図ります。

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当
要保護児童対策地域協議会の組織強化	要保護児童対策地域協議会の組織を見直し、強化・充実に努めます。また、各関係機関との連携を強化すると共に研修会を行うなどし、実務者の資質向上を図り、虐待の未然防止、早期発見や早期対応に努めます。	福祉課 子育て支援センター
虐待防止のための相談体制の充実	保健師や児童家庭相談員などの専門員を配置し、子育てについて気軽に相談できるように努めます。また、0～18歳までの児童に関する相談窓口について、町民に広く周知します。	福祉課 子育て支援センター
児童虐待に対する住民の意識啓発	児童虐待を身近な問題としてとらえ、地域全体で対応していけるように、児童虐待への認識と通報義務の意識を高める啓発に努めます。 また、虐待通告による早期発見と通告者保護の徹底に努めます。	福祉課 子育て支援センター
育児支援訪問の実施	養育支援が特に必要と判断された世帯を育児支援家庭訪問員や保健師等が訪問して子どもの養育に関する指導・助言を行い、養育環境の維持・改善を図ります。	福祉課 健康づくり課
支援員等の資質の向上	地域・学校・保育園・保健・医療・福祉の関係職員や支援者に対して、研修を実施するとともに、他機関で実施する研修への参加を働きかけ、資質の向上を図ります。	福祉課 健康づくり課 保育園
子ども家庭総合支援拠点の設置	子ども家庭総合支援拠点を設置し、子ども及びその家庭、妊産婦などを対象に、実情の把握、情報提供、相談・指導、関係機関との連絡調整等の支援を一体的に提供します。	福祉課 健康づくり課

## 施策の方向（４）子どもの安全及び防犯体制の整備・・・・・・・・

### 【 方向性 】

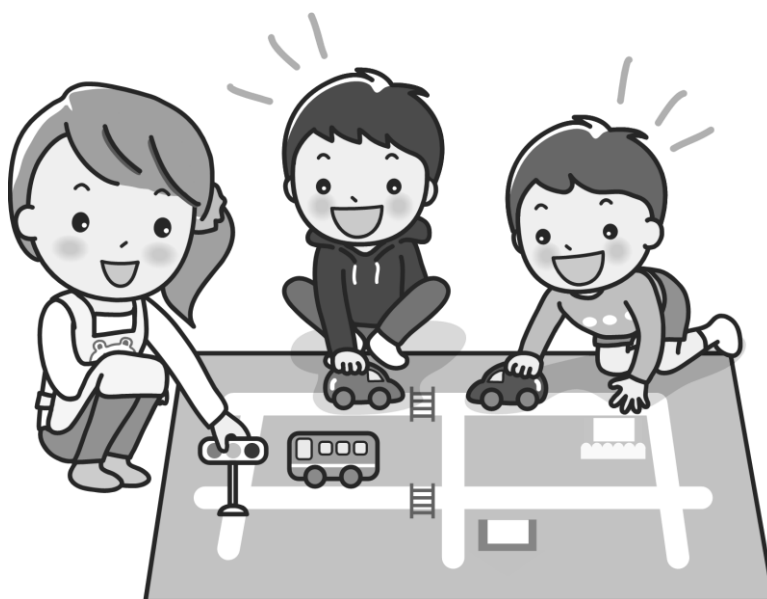
交通事故や犯罪などから子どもを守るため、関係機関と連携した啓発、訓練、交通安全指導を行うとともに地域における登下校時などの見守り体制を充実します。

また、子どもたちが、日常生活の中で、交通安全のルールや防犯意識を身につけ、犯罪などに巻き込まれない力を培うための被害防止教育などを行っていくとともに、家庭と学校が連携し、情報モラルに関する教育を推進することにより、インターネットを通じた被害から子どもを守ります。

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当
交通安全教育の推進	保育園や小・中学校での交通安全教室を実施し、自分の身は自分で守るという意識の向上に努めます。	住民環境課
危険箇所の点検及び把握	町内における道路等の点検を行い、危険箇所を把握し、事故の未然防止に努めます。	土木建築課 住民環境課 教育政策課 福祉課
交通安全設備の整備	歩行者の安全を守るためにガードレール等の整備を進めるとともに、カーブミラーや道路標識等も設置し、交通安全に努めます。	土木建築課 住民環境課
地域で子どもを守る活動の推進	保育園や学校、各種団体、地域住民が連携をとり、見守り活動等、子どもの安全を確保するための活動の充実を図ります。	総務課 福祉課 教育政策課 生涯学習課
防犯に関する情報提供	事件発生時に情報が早急に伝えられるとともに、犯罪の未然防止につながる情報提供に努めます。	総務課 福祉課 教育政策課
防犯意識の向上	「地域の子どもは地域で守る」といった意識を醸成するために、様々な年代に向けた防犯講習等を検討します。	総務課 福祉課 教育政策課
防犯灯設置の促進	防犯灯の設置を進め、防犯設備の充実に努めます。	住民環境課
通学路の安全点検	児童・生徒の登下校中の安全を確保するため、美浜町通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関と連携して、通学路の安全確保を図ります。	教育政策課
インターネットに係る被害防止への取り組み	インターネット利用に係る子どもの被害防止に向けた取り組みを学校・警察・家庭と連携して実施します。	福祉課 教育政策課 住民環境課

事業名	事業概要	担当
不審者から子どもを守る対応マニュアルの活用	保育園や学校において、防犯マニュアルに基づき不審者対策の訓練等を実施します。	福祉課 教育政策課
チャイルドシートの設置促進	乗車中の子どもの安全確保のため、ベビーシートやチャイルドシートの着用の徹底と適切な使用方法についての周知を図ります。	住民環境課





## 第5章

# 教育・保育の量の見込みと 確保方策、実施時期

## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定において、各自治体が「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。子ども・子育て支援法第61条第2項により、市町村は「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して教育・保育提供区域を定め、区域ごとの事業量の算出をするとともに、実施時期や事業内容を示さなければならない」とされています。また、教育・保育提供区域の設定をする際は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本町における教育・保育提供区域の設定は、1か所で全町的な利用ニーズに対応できる現状を踏まえ、教育・保育提供区域を1圏域（全町）と設定し、本町のニーズに応じた教育・保育、地域子育て支援事業の整備の推進を図ります。

## 2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	62	61	59	59	57
1歳	60	63	62	59	59
2歳	68	59	62	61	58
3歳	77	66	57	60	59
4歳	57	73	63	54	57
5歳	69	59	74	64	56
6歳	64	65	56	70	60
7歳	55	64	64	56	69
8歳	64	54	63	63	55
9歳	61	63	53	62	62
10歳	74	60	62	53	61
11歳	73	75	61	63	54

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

### 3 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

#### 【 認定区分と提供施設 】

認定区分		提供施設
1号	3～5歳：教育のみを希望していて、保育の必要がない場合	認定こども園、幼稚園
2号	3～5歳：保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等での保育を希望される場合	認定こども園、保育園
3号	0～2歳：保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等での保育を希望される場合	認定こども園、保育園、地域型保育事業

#### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育希望	それ以外	0歳	1・2歳		教育希望	それ以外	0歳	1・2歳
量の見込み (A)	12	0	170	7	78	12	0	165	7	74
確保策 (B)	認定こども園 幼稚園、保育園	0	170	85		0	165		81	
	認可外保育									
	地域型保育									
差引 (B) - (A)	▲12	0	0	0	▲12	0	0	0	0	0

	令和4年度					令和5年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育希望	それ以外	0歳	1・2歳		教育希望	それ以外	0歳	1・2歳
量の見込み (A)	12	0	162	7	76	12	0	149	7	73
確保策 (B)	認定こども園 幼稚園、保育園	0	162	83		0	149		80	
	認可外保育									
	地域型保育									
差引 (B) - (A)	▲12	0	0	0	▲12	0	0	0	0	0

	令和6年度				
	1号	2号		3号	
		教育希望	それ以外	0歳	1・2歳
量の見込み (A)	12	0	144	7	71
確保策 (B)	認定こども園 幼稚園、保育園	0	144	78	
	認可外保育				
	地域型保育				
差引 (B) - (A)	▲12	0	0	0	0



### 【 確保の方策 】

1号認定については、近隣自治体幼稚園等での受入れを計画しております。また、2・3号認定については、令和元年度時点の定員数で、310名（公立保育園3か所）の提供体制があり、上記の見込み量を十分に満たすことが可能です。しかし幼稚園ニーズもあることから認定こども園への変更についても今後検討します。また、児童人口の減少とともに見込み量も減少傾向にあるため、柔軟に子どもを受け入れるための体制づくりに努めます。

## 4 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 延長保育事業 . . . . .

#### 【 概要 】

保育標準時間（11 時間）または保育短時間（8時間）の利用時間の前後の時間において、さらに延長して保育を実施する事業です。

#### 【 量の見込みと確保策 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (実人数/年)		106	102	101	96	93
確保策	実施か所数	3	3	3	3	3
	実人数/年	106	102	101	96	93

#### 【 確保の方策 】

3園すべての保育園において実施しており、本町における供給量は充足しています。

### (2) 放課後児童クラブ（学童保育事業） . . . . .

#### 【 概要 】

日中保護者が家庭にいない児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

#### 【 量の見込みと確保策 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）		117	119	113	117	117
	1年生	29	29	25	32	27
	2年生	34	40	40	35	43
	3年生	17	14	17	17	14
	4年生	16	17	14	17	17
	5年生	11	9	9	8	9
	6年生	10	10	8	8	7
確保策（B）		117	119	113	117	117

#### 【 確保の方策 】

各小学校区（3校区）で児童クラブを開設しており、本町における供給量は充足しています。今後、利用者の増加が見込まれる場合は支援体制の見直しを行い、充実を図ります。

### (3) 子育て短期支援事業 . . . . .

#### 【 概要 】

##### ○ショートステイ

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う（原則として7日以内）事業です。

##### ○トワイライトステイ

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる（宿泊可）事業です。

#### 【 量の見込みと確保策 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ日数/年)		0	0	0	0	0
確保策	実施か所数	1	1	1	1	1
	延べ日数/年	0	0	0	0	0

#### 【 確保の方策 】

ショートステイ、トワイライトステイともに敦賀市にある児童養護施設（白梅学園）に委託をしています。ニーズは少ないですが、制度の内容を周知するため、広報等を積極的に実施します。運用にあたっては、児童養護施設と連携しながら対応します。

#### (4) 地域子育て支援拠点事業 . . . . .

##### 【 概要 】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所であり、子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

##### 【 量の見込みと確保策 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ利用人員/年)		3,979	3,833	3,833	3,749	3,644
確保策	実施箇所	1	1	1	1	1
	延べ利用人員/年	3,979	3,833	3,833	3,749	3,644

##### 【 確保の方策 】

子育て支援センターにおいて、親の子育てに対する不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するため、より支援体制の充実を図ります。



## (5) 一時預かり事業 . . . . .

### 【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間、保育可能な施設で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### 【 量の見込みと確保策 】

#### ○幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定による利用	106	103	101	93	90
2号認定による利用	0	0	0	0	0
確保策	106	103	101	93	90

#### ○上記以外の一時預かり

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園在園児以外	888	861	853	810	786
確保策	888	861	853	810	786

### 【 確保の方策 】

1号認定については、近隣自治体幼稚園等での受入れを計画しております。

幼稚園在園時以外については、すみずみ子育てサポート事業として、町内にある美浜町シルバー人材センター（おひさまるーむ）、敦賀市にあるNPO法人子育てサポートセンター（きらきらくらぶ）、敦賀市シルバー人材センター（託児所たんぽぽ）の3機関に委託を行い、本町における供給量は充足しています。

## (6) 病児・病後児保育事業 . . . . .

### 【 概要 】

保育園等に入所中の児童が病気の回復期（いまだ病気の回復に至らない状態を含む）にあるため、保育園等での集団保育が困難な状態にあり、かつ、保護者がやむを得ない事由のため家庭で保育ができない状況にある場合において、一時的に施設でお預かりして、保育を行う事業です。

### 【 量の見込みと確保策 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ日数/年)		0	0	0	0	0
確保策	実施箇所	2	2	2	2	2
	延べ日数/年	0	0	0	0	0

### 【 確保の方策 】

ニーズが少ないですが、制度の内容を周知するため、広報等を積極的に実施します。運用にあたっては、施設と連携しながら対応します。

## (7) ファミリー・サポート・センター事業・・・・・・・・

### 【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	0	0	見直し	—	—
確保策 (B)	0	0	—	—	—

### 【 確保の方策 】

ファミリー・サポート・センター事業については、一時預かりではカバーしきれない個別ニーズへの対応が期待されることから、量の見込みを調査しながら今後検討します。





## (8) 妊婦健診事業 . . . . .

### 【 概要 】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①妊娠月週数に応じた問診、診察等による健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### 【 量の見込み】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (実人数/年)	62	61	59	59	57
確保の内容 (実人数/年)	62	61	59	59	57

### 【 確保の方策 】

妊婦健康診査については、県医師会等に委託し、妊娠初期から出産まで14回の健診を行っており、本町における供給量は充足しています。また、県外での里帰り分娩に係る健診については、償還払いとして助成を行っています。

## (9) 乳児家庭全戸訪問事業 . . . . .

### 【 概要 】

保健師または助産師が、4か月未満の乳児のいる家庭へ訪問し、乳児の発育・母親の健康状態の把握をし、適切な指導や助言、情報提供を行うことで、育児不安を解消し孤立化を防ぐことを目的としている事業です。

### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (実人数/年)	62	61	59	59	57
確保の内容 (実人数/年)	62	61	59	59	57

### 【 確保の方策 】

生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭の全戸訪問を実施しており、本町における供給量は充足していますが、訪問しても会うことができない家庭もあり、その場合は母子保健推進員が対応しています。また、出生連絡票で生後1か月までに母子の状態の確認（電話連絡）を行ったり、生後2～4か月で育児学級を開催するなど、訪問以外でも全数把握に努め、量の確保に取り組みます。

## (10) 育児支援家庭訪問事業 . . . . .

### 【 概要 】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (実人数/年)	51	49	48	47	46
確保の内容 (実人数/年)	51	49	48	47	46

### 【 確保の方策 】

関係機関との連絡体制を密にして、これらの情報ネットワークを強化し、養育支援を必要とする家庭の把握に努めます。社会的養護の必要性を含めて、対応の遅れを招くことがないよう専門性を有する関係機関への連絡支援要請を検討します。

## (11) 利用者支援事業 . . . . .

### 【 概要 】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の収集・提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施及び支援する事業です。

### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (実施か所数)	0	0	0	0	0
確保の内容 (実施か所数)	1	1	1	1	1

### 【 確保の方策 】

子育てに関する情報提供窓口を一本化し、適宜情報収集を図るとともに、子育てに関係する情報を一元的に集約した子育て情報誌を提供します。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 . . . . .

### 【 概要 】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。また、新制度未移行幼稚園について低所得世帯等への副食費の助成を必要に応じて行います。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 . . . . .

### 【 概要 】

今後、私立認定こども園を整備していく場合は、幼稚園部に通園する特別な支援が必要な子どもを対象に、認定こども園で受け入れるための職員の加配を検討します。

## (14) 外国につながる子どもへの支援・配慮・・・・・・・・

### 【概要】

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した子どもや外国人子ども、両親が国際結婚の子どもなどの外国につながる子どもの増加が見込まれることを踏まえ、外国につながる子どもが円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し支援を行うとともに、事業者等へ円滑な受入れに配慮するよう求めています。

## 5 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保に関する事項

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されることとなりました。この新たな給付については、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、必要な様式や給付方法について定めます。

A decorative graphic consisting of several overlapping circles in various shades of gray, positioned to the left of the chapter title.

## 第6章 計画の推進体制

## 1 地域における推進体制

地域における子育て支援の推進を図るため、その主導的な役割を担う町内の主な各種団体・機関等の連携を図ることにより、子育て環境の充実した地域社会づくりのための推進体制の充実を図ります。本計画の進捗状況を管理し、実行性のある計画とするために定期的に委員会を開催し、計画の推進を図ります。

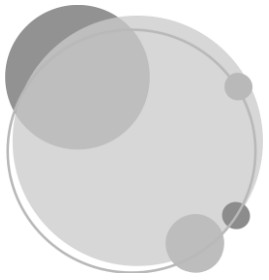
## 2 庁内における推進体制

本計画を全庁的な取り組みとして、総合的・計画的に推進するため、庁内関係各課との連携を強化しています。

本計画を推進するために、定期的に評価を実施し進捗管理を行います。

## 3 国・県との連携

総合的かつ効果的な子育て支援対策の推進を図るため、国・県との連携を図るとともに、町においては関係各課が連携し、子育て支援対策を推進します。



## 参 考 资 料



# 1 美浜町子ども・子育て会議要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項各号に掲げる事務について検討をするため、美浜町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長において適当であると認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させてその意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開催される会議は、町長が招集する。



## 2 美浜町子ども・子育て会議 委員名簿

番号	区分	氏名	備考
1	子どもの保護者	谷口 知紀	美浜町保育連絡協議会副会長
2	子どもの保護者	○ 上田 隆弘	美浜町PTA連合会会長
3	学識経験者	森本 哲	美浜町校長会会長・美浜中央小学校校長
4	子育て支援事業に従事する者	田辺 美穂	美浜町母子保健推進員協議会会長
5	子育て支援事業に従事する者	三好 多喜恵	美浜町育児支援家庭訪問員
6	町長が認める者	高木 純子	美浜町主任児童委員
7	町長が認める者	宮下 直	美浜町社会福祉協議会事務局長
8	町長が認める者	大同 明子	杉の子会
9	関係行政機関	高木 和彦	美浜町教育委員
10	関係行政機関	岡村 久美	嶺南振興局 敦賀児童相談所 相談判定課長
11	関係行政機関	◎ 河合 政志	美浜町教育支援センターなないろ センター長
12	関係行政機関	竹仲 美智子	美浜町園長会会長・美浜町せせらぎ 保育園長

(◎会長、○副会長／敬称略・順不同)

## 3

## 計画策定経過

実施日（期間）		会議名等	主な内容
令和元年	7月～8月	町民アンケート	「第2期美浜町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を実施 ＜調査対象＞ ・就学前児童のいる世帯 310 世帯 ・小学生児童のいる世帯 290 世帯
	10月16日	第1回美浜町子ども・子育てワーキンググループ会議	・アンケート調査結果報告 ・基本目標についての調査結果及び課題の確認
	11月8日	第1回美浜町子ども・子育て会議	・委嘱交付 ・会長及び副会長の選出 ・計画策定の趣旨、概要説明 ・アンケート調査結果報告
	11月25日	第2回美浜町子ども・子育てワーキンググループ会議	・基本理念（案）の検討 ・重点目標（案）の検討 ・施策の方向性についての検討
	12月4日	第3回美浜町子ども・子育てワーキンググループ会議	・基本理念（案）の検討 ・重点目標（案）の検討 ・施策の方向性についての検討
	12月17日	第2回美浜町子ども・子育て会議	・計画（素案）の検討
令和2年	1月6日	第4回美浜町子ども・子育てワーキンググループ会議	・計画（素案）の検討
	1月14日	第5回美浜町子ども・子育てワーキンググループ会議	・計画（素案）の検討
	1月20日	第3回美浜町子ども・子育て会議	・計画（素案）の検討
	2月	パブリックコメントによる意見募集	・町ホームページで計画（素案）について意見を募集
	3月17日	第2期美浜町子ども・子育て支援事業計画の答申	・戸嶋町長に対して子ども・子育て会議から計画内容を答申

---

第2期 美浜町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：美浜町

編集：美浜町福祉課

〒919-1192 福井県三方郡美浜町郷市 25-25

TEL：0770-32-6704 FAX：0770-32-6050

---